

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成23年3月15日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	3
委員会記録署名委員の指名	3
議案第6号の審査	3
質疑（弘豊委員）	
議案第20号の審査	4
補足説明（生活環境部長）	
質疑（山崎雅数委員、本保加津枝委員、弘豊委員、嶋野浩一郎委員）	
議案第17号の審査	15
補足説明（生活環境部長）	
質疑（山崎雅数委員）	
議案第26号の審査	18
補足説明（生活環境部長）	
質疑（山崎雅数委員、本保加津枝委員）	
議案第3号、議案第11号、議案第12号、議案第24号及び 議案第27号の審査	21
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（弘豊委員、山崎雅数委員、本保加津枝委員）	
議案第8号の審査	36
質疑（山崎雅数委員）	
議案第7号の審査	38
質疑（山崎雅数委員、本保加津枝委員、弘豊委員）	
採決	52
閉会の宣告	53

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成23年3月15日(火) 午前10時 開会
午後4時11分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 森内一蔵	副委員長 嶋野浩一朗	委員 本保加津枝
委員 弘 豊	委員 山崎雅数	委員 森西 正

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝
生活環境部長 水田和男	同部次長兼自治振興課長 杉本正彦
同部次長兼課環境対策長 乾 富治	産業振興課長 鈴木康之
保健福祉部長 佐藤芳雄	同部理事 福永富美子
同部次長兼地域福祉課長 登阪 弘	同部参事兼国保年金課長 堤 守
同部参事兼介護保険課長 山田雅也	
地域福祉課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子	

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 野杵雄三 同局主査 湯原正治

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成23年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成22年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分
議案第 6号 平成23年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案第20号 摂津市企業立地等促進条例制定の件
議案第17号 摂津市環境基金条例制定の件
議案第26号 摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 3号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第11号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
議案第12号 平成22年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)
議案第24号 摂津市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
議案第27号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 8号 平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7号 平成23年度摂津市介護保険特別会計予算

(午前10時 開会)

○森内一蔵委員長 皆さん、おはようございます。

大震災で、この中には親戚とかご縁者の方、被災に遭われた方ないですか。とにかく被害に遭われた方に御見舞申し上げるとともに、亡くなられた方のご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、本保委員を指名します。

議案第6号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。

それでは、パートタイマー等退職金共済特別会計予算に関わって、少し質問を行いたいと思います。

この退職金共済制度に関わっては、昨年も予算、決算のとき、それぞれ私のほうからも意見を申し上げて、また、市内事業所実態調査の中から、今の摂津市内の企業、事業所がどういう実態にあって、それでこのパートタイマー共済、なかなか加入者の数というのは大きく見たときには減っていて、ふえる状況も難しいのかなというふうなことも実態としてはお聞きをしました。

また、その中で事業所実態調査の中で、やっぱりこうしたパート社員の福利厚生に関心を持っている事業所がある意味少ないのかなというふうなことで決算の委員会のときはお聞きしたかというふうに思うんです。関心がない、あるのを知らないということが大変多かったというふうなことで認識していたんですけども、実際、この今年、先日、冊子としてまと

まりましたこの実態調査、この中身を見てみましたら、実際にパートさんを雇っているところ以外、個人事業主の方も含めて、アンケートをとられて、そういう結果になっていたというふうなことも見ましたら、今、むしろそういった関心を持ってないといわれてた層よりも、こうした制度をアンケートを通じて知ったと、今後、もっと詳しく知りたいと言っている事業所、そういうようなところがあるということのほうにむしろ重点を置いて取り組まれたらいいのかなというふうに感想として思ったところです。

そうした関わりから、今回、予算組みの中では、共済掛金の歳入の見込みは若干ふえていると、繰入金や諸収入のほうは減少、また、歳出のほうでも大枠減少というふうなことになっておりますけれども、これからの担当課としての取り組み方といいますか、この間のアプローチなんかもされていていっているかというふうに思うんですけども、その辺の中身をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○森内一蔵委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 まず、事業所の調査をしまして、その結果が54.5%の方がパートタイマー等退職金共済をご存じでないという結果が出まして、その結果につきましては、産業振興課は真摯に受けとめまして、それ以降、市内事業所への送付文書にはパートタイマー共済制度のチラシ等を同封しております。

その甲斐がありまして、若干加入者の増がございまして、幾らか加入者もふえたわけですけども、さらに次の案件になりますけれども、企業立地等促進条例の制定がされますと、そういう部分も含めて市内事業者のほうに訪問いたしまして、本市が取り組んでおりますパートタ

イマー等退職金共済のよさをアピールしていきたいと思っております。

このパートタイマー等退職金共済は、掛金に対して元本割れがありませんので、いつやめられても損はすることはない、非常に優秀な制度と思っておりますので、まず、周知につきましては、精力的に取り組んでまいりたいという形で考えております。

次に、予算につきましては、まず、前年度は240名の加入者に対して歳入を組まさせていただきました。今年度につきましては、245名の5人加入者がふえるだろうという想定で歳入を組みましたので、共済金の掛金の収入としてはふえております。ただ、支払い額が少なくなっているといいますのは、長くお勤めになられた方の退職の数が徐々に割合としては減ってきてまして、新たに加入されている加入歴の浅い方の退職者も出てきておりますので、一人あたりの給付額の平均額が下がってくる傾向にありますので、そういう面で支給額が減ってきて、全体的な予算が減少しているという状況で、このパートタイマー等退職金共済自体が加入者がさらに少なくなっていくって、歳出が減っていくわけではなく、加入者も平成19年度からは、前議会でご報告させていただきましたけれども、マイナス基調からプラスに転じております。平成22年度と平成23年度末を比較しますと、プラス・マイナスはゼロになりましたけれども、平成22年度では25名の方が退職されまして、新たに25名の方が加入しておりますので、そういう新規の方も随時入っていただいている状況でございます。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 今、ご報告いただきまして、中身についてはわかりました。

代表質問、そして、先日の一般会計の質疑の中でも、本当に市内事業所の状況が以前と比べて、大きく数も減っているし、また、不況の中で大変な状況になっているというふうなことも実態調査、また、直接お話を聞く中で感じるところであります。

そうした中で、やっぱり働く人たちのそうした福利厚生で役立っているこの制度を今後とも引き続き、維持発展していただきたいなというふうなこと、市内の事業所、また、産業の活性化とあわせて、ぜひ、今後とも職員のほうで取り組んでいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 ほかに質問ある方。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 以上で、質疑を終わります。

続いて、議案第20号の審査を行います。

補足説明を求めます。

水田生活環境部長。

○水田生活環境部長 議案第20号、摂津市企業立地等促進条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

企業の移転、事業の縮小、廃業などによる地域の空洞化を回避し、市税確保、近隣商業の影響、働き口の確保等の観点から、市内への誘致及び市内での立地を促進するため、平成18年に制定しました摂津市企業誘致条例を全部改正する提案をさせていただくものでございます。

それでは、各条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条では、企業立地等は産業の振興や経済の活性化につながり、市の発展に重要なことを明記しております。

第2条では、奨励金の交付対象となる事業者及び対象地域、対象となる土地、

家屋、償却資産の具体的内容を明記しております。

第3条は、奨励金の交付を受けるに当たりまして、まず、事業者の指定を受ける必要があります、申請に基づき、審査の上、決定することを明記しております。

第4条では、奨励金の交付は期間を5年とし、交付開始時期や交付率、1業者の1年度当たりの上限額を1億円と明記するとともに、特例的に推進する償却資産を明記しております。

第5条、第6条では、交付の事務は事業開始後の当該固定資産税の納付後に行い、審査し、決定する事務を明記しております。

第7条では、奨励金の請求は交付決定を受けた指定事業者が行い、速やかに奨励金を支払う事務を明記しております。

第8条では、指定事業者の届け出義務は、奨励金の適正な交付事務にかかるため、指定した内容に変更が生じたとき、当該事業所の操業開始、休止、廃止など、事業者の報告を明記しております。

第9条では、指定事業者への取消しは、条件に違反したときなど奨励金の支出に支障が発生した場合に行うことを明記しております。

第10条では、奨励金の返還は、命令により期限を定めて、交付した奨励金を返還させるとともに、返還が行われないときは、期間に応じ延滞金を徴収することを明記しております。

第11条では、指定の承継は譲渡などにより他の事業所に所有が変わった場合に指定を受けた事業を継続する場合にできることを明記しております。

第12条では、奨励金の執行は5年間にわたるため、適時、適正な交付金の執行に努めるため、調査や報告を求めることができることを明記しております。

第13条では、この条例で定めていること以外で、この奨励金に関し、必要なことは市長が定めることを明記しております。

次に、附則の第1項では、この条例は平成23年4月1日より施行することを明記しております。

第2項では、奨励金は指定期間が1年、交付期間が5年の合計6年間で一巡する期間であることから、条例の有効期限は平成29年3月31日限りとすることを明記しております。

第3項では、事業者は指定を受けた後に、条例の失効がありましても、引き続き、奨励金の交付を受けることができることを明記しております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○森内一蔵委員長 説明が終わりました。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 実際のお金の動きは平成24年からということになるんでしょうけれども、固定資産税課に聞きましたら、新築をされるところであっても、税額としては倍になるわけではないんですね。いろいろ形はあるので、たくさんふえるところもあるかもしれませんが、固定資産税の半分が奨励金ということになりますと、これは市の会計で奨励ということで負担をすることになっていくわけです。

同じ産業振興という立場でお金を使うのであるならば、増改築できるといったらおかしいですけども、体力のあるところを応援するよりも、しんどいところを応援するというような考え方はなかったのかどうか。どういう考え方でこういう制度になったのかというのをもう一度説明をしていただければと思います。

これも全然遡及をしないということで

すから、昨年、ダイキンサンライズなんかも新しくされたとかいうようなところは対象外ということにもなりますし、平成29年までの間にやってこられたというか、新しく建てかえられたというところは、先々5年まで支給をするということになるかと思うんですけども、どういうふうに考えられたのかというのをお聞かせいただきたいと思えます。

それから、他市の状況、ほかにもあるからという説明も伺っておりますけれども、どういうふうに考えられておられるのか。150平米というところでは小さいところもという話もしていただいておりますけれども、他市の誘致条例と比べて、どういうふうに優れているのかというところをまた、説明いただきたいと思えます。

それからあと、上限額、助成の基準、こういったのがどういった考え方かという、この3点をお聞きしたいと思います。
○森内一蔵委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、この条例の制定させていただきました目的等をまず、ご説明させていただきます。

近年、事業所の海外シフト、また、日本人の人口の今後、減少していく時代を迎えまして、国内工場などの集約、また、企業の統合や廃業、また、倒産による企業数が減少してくる時代になりました。

そういう中で、本市内の事業所の海外の移転、特に大企業の移転等は、本市の税収や市民の雇用の確保の観点から、地域の活性に非常に影響する状況があります。また、近隣でも同様に企業が出ていきまして、広大な敷地が残っているという状況もあります。

こうしたことから、私どもとしましては、従来の事業資金とか経営支援とか販路開拓の支援をしておりますけれども、

新たに新規の設備投資をしていただいて、コスト削減とかの対応できるような体力をつけていただく中で、より長期に摂津市内で事業を経営していただく、また、運営していただく中で、地域が活性化していくという取り組みを目的として、この条例を上程させていただいております。

また、この条例につきましては、府下で既に22自治体が制定しております。本市もその中に入っているわけです。ただ、多くの自治体が工業団地等の企業専用誘致するような整備地区を持っております。ただ、本市の場合は、企業を誘致する専用の敷地はございませんので、本市の場合は、大企業も対応する、市内の零細の中小企業にも対応できる企業立地等促進条例という形で作り込みをさせていただきますまして、対応していきたいと考えております。

1億円の限度額につきましては、本市内の実際に空き地とかいろいろ考慮いたしまして、当然、そこに建物を建てられて、設備投資をされまして、課税される等いろいろ勘案した中で、一つの目安としまして、1億円という形で上限を設けております。ですから、例えば、200億円の設備投資をされて、2億円の課税がかかる場合は1億円が限度で満額支給されるという状況になっております。

遡及に関してですけれども、この条例をご可決いただきますと、4月1日から施行させていただく形になりますので、それ以前の土地を購入された等の部分については、適用できないと。あくまでも4月1日以降、制度スタートという形で考えております。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 遡及のことは1日からということではわかりませんが、平成29年3月31日までは滑り込みができ

るといふことになるんですか。

それと、こういう条例、ほかの22自治体もされている。工業団地への整備云々、整備地区へということだから、全体を網羅している摂津市のほうが優れているという考え方を持っておられるのかもしれませんが、よそから来ていただく、市で元気に建てかえをやって存続していただくというか、居続けていただくという考え方もわかりますし、お金をどこにかけるのかというの、いろいろ選択の方法はあろうかと思えますけれども、予算組みが次年度からでしょうけれども、入ってくる中で、今、営業が続けられるかどうかわからないというようなところを応援するような産業振興というのは、やっぱり必要なのではないかと。例えば、なるべく市から出て行っていただかない、また、入ってきていただくというのはあるでしょうけれども、今、市で営業されている方が廃業、倒産というようなことになっては、結局、元気を失われるのではないかと。こういうその市で営業を続けていただくための中小企業対策というのは、直接、いわば直接支援といったらおかしい、奨励金として企業に市のお金が出ていくわけですから、このお金の使い方として、ほんとに摂津市で営業していただいている中小のしんどいところを応援するという考え方もあろうかと思うんですけれども、これはこれとして、そういうことも考えておられるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 まず、平成29年度の滑り込みでもオーケーかという質問ですけれども、この条例は6年間の期限で一応設けております。なぜかといいますと、1年間は当初申請のみ、それ以降、平成24年度から奨励金の交付が始まり

ます。ワンサイクルを考えますと6年かかりますので、一応6年という形で制定させていただいておりますけれども、この条例につきましては、6年後にまた、見直しをかけて検討していくという考え方で、期限を切ってそれまでという形では今のところは考えておりません。

ですから、平成29年度のぎりぎりですと申請されると、もちろんそれは適用になります。当然、奨励金のほうも承認後向こう5年間はお支払いさせていただくという形になっております。

ただ、やめてしまうのではなくて、見直しをしていくという形で一定期限を切っているという状況でございます。

それと、この企業の支援のために取り組む制度につきましては、市内事業者に対して新たな建物を増築するとかいう部分に対して、また、新築するとかに対して、固定資産税の2分の1、また、設備を投入されますとその費用の課税される2分の1をお返ししようという形で取り組む制度で、これにつきましては大企業から市内の小さな企業まで適用できる制度と考えております。

また、小さな事業所のための経営支援の方策としましては、従前から取り組んでおります事業所の融資とか、また、経営支援とか、また、専門家の派遣という取り組みの中でバックアップをしていきたいという形で考えております。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 産業振興にお金を使う、使い方の考え方ですけれども、確かに摂津市に対して利益をもたらしてくれるであろうところに支援をする、これは別にいけないということではないんですけれども、ほんまに今、しんどいところで倒産が進むということになれば、これはマイナスでしかないと思いますので、それ

こそ家賃補助ですとか、ほんまに経営の苦しいところに手を差し伸べていくという方策もぜひ、融資はやっぱり返さないけませんし、なかなか直接支援という形にはなりませんけれども、この奨励金という形はいわば払うべき税金の直接半分を戻すというか、直接支援になるわけですから、直接支援のあり方をもう一度もって考えていただきたいと思って要望としておきます。

○森内一蔵委員長 ほかに質疑のある方。
本保委員。

○本保加津枝委員 条文の中身なんですけれども、これの第2条の(3)のアイとウとありますね、建築面積が150平米以上とか、延床面積を150平米以上拡張することとか、事業所を滅失させて新たに建築面積が150平方メートル以上の事業所を設置するとこういった状況の中なんですけれども、これにつきましては、新設の見込みですね、細かくこういうふうの規定されたのは、先ほども山崎委員の質疑の中で、市内の現状の空地の状況を鑑みてということでお答えをいただいたんですけれども、その中においても、こういった条例を施行することで、新設の見込みについてはどのように考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、同じく第2条の(4)のイ、「その他市長が適当と認める地域について」ということなんですけれども、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

あと、同じく第2条の(5)のイの(イ)障害者の雇用の促進等に関する云々とありますね。これにつきましては、設置する設備の内容についてはどのように考えており、どこまでを対象にするのかということについて、お考えをお聞かせ

いただきたいと思います。

あと、第7条第2項なんですけれども、市長は、前項の請求があったときは、速やかに、当該請求をした指定事業者に対し奨励金を交付するものとするのでありますけれども、どれぐらいの期間を見込んでおられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

あと、第9条の(3)なんですけれども、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたときというふうに、交付をしないということなんですけれども、このチェック方法についてはどのように考えておられるのか、以上についてお聞かせをいただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 まず、2条におきまして、2条の(3)にありますけれども、各建築面積の要件をア、イ、ウでお示しさせていただいています。

まず、近隣の自治体を見ますと、例えば、建築の条件が500平方メートル以上というのが多くございます。本市の場合は、先ほども申し上げたように中小零細への支援ということで、開発協議基準の300平米のさらにその半分という形で150平方メートルを設定させていただきました。特にイにつきましては、事業所の延床面積150平方メートル以上という形で条件しております。この延床といいますのは、1階、2階、3階建ての建物を建てられますと、1階が50平米、2階が50平米、3階が50平米以上の建物を建てられますと150平米を超えるということになります。本市の市域の中小企業の敷地の余裕が少ない状況の中で、こういうような延床にしてあげることによって、多くの零細企業への支援にもつながるという形で、この(3)

のイにつきましては、特に配慮した数値を掲示しております。

また、2条の(4)のアですけれども、都市計画法に基づく工業地域、または、準工業地域を基本としております。これはものづくりの事業所として製造業、また、流通関係の事業所をキーと考えておりますので、そういう地域を対象としております。ただ、昨今の事業所の種別が非常に複雑になってきてまして、例えば、インターネット事業で多くの収益を上げる事業所、また、そういう場合はたくさん車とかトラックの出入りはなく、パソコン上での商取引が発生するといういろいろな状況の事業がありますので、そういう場合は、特に排気ガスという環境ありませんので、いろいろな事業所が今後、出てくることを考えまして、それに対応できるべく、状況によりましては、工業地域、準工以外の地域でも十分付近住民に影響を与えることなく、その事業所が市民の方を雇用できるような事業所につきましては、その適用外の地域でも対応できるようにという形で、イを入れさせていただきます。

次に(5)のイの(イ)ですけれども、障害者の雇用促進等に関する法律がございまして、これにつきましては一例を申し上げますと、障害者の雇用を促進するために、特例子会社という形で設置しまして、ダイキンサンライズさんを一例としますと。本社の障害者の雇用を子会社をつくって、障害者専用の職場環境をつくって、たくさんの障害者を雇用するという施策でございます。こういう方につきましては、いろいろ仕事の部分におきましては、通常の設定よりもさらに配慮した設備等が必要になってきますので、こういう特例子会社の設備につきましては、すべて償却資産として計上される設

備につきましては、すべて対応させていただきたいと考えております。

次に、7条の2項ですけれども、まず、指定申請をまず1年最初にさせていただきまして、次に1月1日の納税者の決定、その企業さんが納税義務者となって、4月に納付書が届きます。その納付書が届きまして、当初の納期が5月末になっているかと思えます。その5月で一括納付された方はその時点で、分割納付をされている方でしたら12月ごろですか、年度末ぐらいに納付された時点で請求していただくという形になります。私どもとしましては、既に決定している事項になりますので、お金の支払いにつきましては、速やかに対応したいと思います。基本的には2週間程度でできるだけ支払いをしていきたいというような思いを持っております。

それと、9条の(3)です。不正、偽りその他の奨励金を受けようとしたときの対策ということで、まず、申請がありましたら、「どういう計画で建築されるんですか」または、「設備を導入されるんですか」という形でまず、聞き取りをした上で、建物等、また、設備が導入されましたら、現地確認に行きます。まさしくその新たなところに設備を投入されているかどうかということをチェックした上で、支出行為をしていきますので、そういう最初、買う、買うと言っておいて、実際に行き、物はあったけれども、それ以降、ほかのところを持っていってしまっているとそういうことがないように対応する。もし、企業さんがそういうことをした場合については、奨励金が出ませんよという形で9条の1項、3項を提示をいただいております。

新設の見込みですけれども、まず、本市で平成21年度に企業の申請で建築確

認申請、増築も含めまして、申請が17件ございました。その施設が立ち上がりますと、課税額としまして固定資産だけを見ますと、5,250万円ほどの税収が増になります。その2分の1を補てんするという制度ですので、2,627万円ぐらいという形になります。

ですから、私どもも平成24年度の予算計上につきましては、その額プラス企業さんの場合は、設備資金にかなりお金を投入されますので、おおむねその同額ぐらいが設備資金の課税になってこようかと思っておりますので、おおむね6,000万円ぐらいが奨励金の支出予算ではなかろうかという形では考えております。

○森内一蔵委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 この新設をされる時、あるいはその事業所を改築される時ということについて、市内の事業者を使ってその工事等々について携わっていただくというようなことについての対応ですね、そういったものは促進条例のもと、新しく摂津市のほうに企業として設置されるという観点から、その辺については、どのように対応するように考えておられるのかということと、市内業者の活用、それと雇用の創出については、どれぐらいの見込みを考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

あと、各点についてお答えをいただきます(4)のイについては、そういった先の状況も見据えてということですので、大変結構なことだと思います。

また、第7条第2項につきましても、きちんと納付後、確認してということですので、こういった点についても手違い等とまた、事務処理のミス等がないように、くれぐれも注意を払って対応をしていただきたいと思っております。

9条の(3)につきましても、聞き取

りをしていただいて、建築確認後ということですので、他課との連携というのがやっぱり非常に重要になってくると思いますので、その辺も市内でしっかりと連携をとっていただいて、こういったことでせつかくの条例がきちんと活用されないというようなことがないように、ほんと重々注視をしながらやっていただきたいというふうに思います。

この市内業者を使ってやっていただくことについて、企業の方にどのような対応をしていかれるのか、また、雇用の創出についての要望等をどのように上げていかれるのかということを考えておられるのでしたらお答えをいただきたいと思っております。

○森内一蔵委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、まず、市内事業所を使ってということですが、企業さんの建築、また、増築、また、設備の設置につきましては、今、先端技術等すごい進んでおりまして、なかなかその事業所の指定というよりも、企業が得意なところを伸ばしていくという流れになりつつありますので、当然、その事業に精通した事業所を選んで建物を建てたり、ラインをつくったりされますので、その部分につきましては、事業者さんの選択の中でされていく部分かと思っておりますので、今のところ、まだ、ちょっと市内事業者を使っていただいてというかぶせでしていく段階ではまだ、至っていないという現状でございます。

また、雇用創出につきましては、数値をはかるのが非常に難しい状況です。

ただ、事業所が新たに來ていただいた、または、その事業所に雇用人数が正職員がこちらのほうに統合されていきますと、当然、周辺地域の買い物の量、買い物額、通勤者の増、いろいろ影響がでてきます。

また、もちろん昼間のお弁当の購入とか、そういう関連の仕事もふえてくると考えられますので、数字的には担当課で把握していないというのが現状でございます。

また、他課との連携につきましては、今後、さらに進めていきながら、今まで産業振興と建築のセクションとか、いろいろ含めて縦断的に動きながら、企業さんの申請が速やかに手続できるように配慮しながら進んでまいりたいと思っております。

○森内一歳委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 やはり、この中にはそういった文言というのが入っておりませんので、市内のその事業所工事等々に、その他あとのケアなんかにも使っていただきたいというような状況の中ではないと思うんですけれども、できるだけ事業所の方に対して、そういった要望も本市として、本来ならば、それを入れてしまうと、また、誘致が難しくなるかもわからないという点を勘案されたんだと思うんですけれども、交渉の際にできましたらということで、やはり、市内の事業者を活用していただくことが経済活性化につながっていく一点であるかと思えますし、また、雇用の創出についてもできるだけご協力をということでお願いをしていくことが、さらにこの条例の価値を本市にとっての価値を上げていくことにつながっていくのではないかとこのように思いますので、この点についてでも、要望として企業の方に接していただくようお願いをしたいと思っております。

課長のおっしゃるように、人口流通の増加ということを見越しておられる状況ですので、それに伴っての経済活性化等もあると思うんですけれども、なかなか安定するまで、それが目に見えてということになるのは難しいと思っておりますので、

しっかりとその点については、調査もしながら取り組んでいただいて、この企業の立地促進条例を制定したという意義をしっかりとその価値を高めていただくように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○森内一歳委員長 ほかに。

弘委員。

○弘豊委員 それでは、私のほうからも2点お伺いしたいと思っております。

今回、この条例の制定に関わっては、中小零細企業にも一定対象枠が広げられるようなそういう措置、また、環境や子育て、障害者雇用、そういうようなことを念頭に置いて作成されたということで、大変そういった点については私どもとしても評価しているところであります。

そうした中で、もう少しこの条例の具体的な今後の今、わかるかどうかということで、参考に今、市内に進出されてくる企業さんのそういう例に当てはめるとどうかというようなことをお聞きしたいと思っております。

一つは、福社会館の跡に入られる三星ダイヤモンド工業ですね。ここは土地の購入はもう既にされているというようなことで、これは対象にならないかというふうに思うんですけれども、これから建てられるその上物ですね、建築物に対してがどういうふうな見通しになっていくのかです。

もう1点につきましては、ニュースでも2月23日新聞報道でもされましたダイキン工業さんのほうで、新しい研究開発拠点ということで、テクノロジーイノベーションセンターというのがつくられるそうであります。報道によりましたら、投資規模は約300億円というようなこともふれられているわけですが、その点に関わって、この条例との兼ね合

い、影響がどうかということについてお聞かせ願えないでしょうか。

○森内一歳委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 まず、条例を制定させていただいた折には、4月1日から施行させていただくという形で先ほど答弁申し上げました。

ですから、例えば、香露園に三星ダイヤモンド工業が既に土地を買われておられるという状況がありまして、この制度をスタートしますと、当然、建物はまだ、建築されておられませんので、この条例の制度から見ますと、建物に対しては対象になると。土地につきましては、既にもう買われていますので、4月1日以前の購入ですので対象にはならないという、ちょうど制定のはざまに係るような対象物件になろうかと思えます。

次に、ダイキン工業の件なんですけれども、これにつきましては、産業振興課としては、ダイキン工業が集約されまして、滋賀の工場、堺の工場の研究施設をこちらに持ってきていただけると、これは非常にありがたいと思っております。

ただ、それとは別に、この条例につきましては、4月1日から施行させていただく形になりますので、ダイキン工業さんが新たに4月1日以降計画されて、建物を建てられてという形になりますので、まず、建物、また、そこに投入される設備につきましては、奨励金の対象とさせていただきます。

新聞等の報道によりますと、おおむね6万平方メートル弱という広大な建物でございますので、当然、奨励金につきましては、限度額を超えての支給になるのではなかろうかと、といたしますと、限度額1億円を天としておりますので、例えば、課税額が固定資産としまして2億円になりますと、上限が1億円となり、支

給額が1億円という形になろうかと思えます。それぐらいの大きな建物で、今のところ、ダイキン工業さんから申請があれば、そういう形で予算を講じていきたいという感じで考えております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 市内企業の発展、活性化といった面では、こうした大きな会社が摂津市のほうに進出される、また、規模を拡大されるというようなことでは、大変地域に及ぼしてくる影響、また、市に入ってくる税収の面でも大変ありがたいことだとは思わけます。

その一方で奨励金という形で言いましたら、その大きな企業さんで、ダイキン工業なんかで言いましたら、この間も不況の時期も乗り切って、空調機の販売で言いましたら、世界シェア第1位ですか、その中で利益剰余金というような形での内部留保、ため込みも大きくふやしているというようなことも報告されています。

単年度上限が1億円という奨励金ですけれども、最大5年間で5億円というようなことが市のほうから出されるわけですが、そうした際に、やはり、市内の経済に対するある意味、その大きな会社が社会的ないろいろな役割も果たしてってもらいたいなというふうなことを思っております。もちろん、いろいろ社会貢献事業というようなことも、会社としても取り組まれてますし、障害者の方の雇用であったりとか、また、夏にある盆踊りなんかも随分地域の方には喜ばれているというようなことがありますけれども、私が気にかかっているのは、この間の働く労働者の雇用に関わる問題で、雇いどめ、社員の使い捨てですね、そうしたことが大きな社会問題になっていて、そうしたものについては、国会のほうでも我が党共産党のほうの山下議員が質問

をしたところ、首相の答弁の中にも、一般的に言えば、大変不合理なそういう働きかけがされているのかなというようなことを、そういうようなことが指摘もされています。

そうした点におきましては、ぜひ、改善もさせていくというようなことが、市としても、働きかけをしていくことが大事ではないかなと考えています。

それと、もう1点です。新しい研究開発施設ができて、それによる経済効果というのは大きいというふうに思っておりますが、一方で今ある生産ラインというのは、一部、やはり外に出ていくというようなことも考えられます。そうしたときに、摂津の市内業者の中には、やはり、その下請で部品をつくっている鉄鋼とかさまざまな電気工事の関係の会社とかもたくさんあるというふうに認識しているわけなんですけれども、そこに対する影響というのも大きいのではないかと考えています。

そうしたときに、大きな企業に対するそういう一定、その奨励措置も行って、引きとめということは大事であろうかと思えますけれども、先ほども山崎委員や本保委員からも言われました今の市内企業に対するやっぱりもっともっと力を入れた支援というのも要るのではないかと考えております。

それで、加えて言いましたら、やはり、奨励金を出していくそうした際に当たって、ぜひ、やっぱり、地域のそうした産業全体に対する影響なんかも指摘をしていくようなそういう働きかけということができないのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○森内一蔵委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 まず、今回、ダイキン工業という大きな事業所が本市に研

究所を置くという情報がありまして、当然、企業さんが市内に新たな研究施設、または工場を建設していただきますと、当然、関連しまして法人市民税も増額になったり、また、従業員の方が、例えば研究員の方がこちらの地域でお住まいになることも考えられます。そうしますと、市民税も増収と、いろいろな状況が勘案されますので、本市にとっては、この企業立地等促進条例を制定しまして、固定資産の2分の1の支援を行い、市内事業者が発展した後に少しでも税収の確保をしていく形で考えております。

また、労働者の雇用につきましては、例えば、また、ダイキン工業を例にとりますと、研究施設は淀川の正面玄関から入りますと、今のその入った真っすぐのところ大きな建物を建てられます。ただ、淀川のほうから見ますと、北側になりますけれども、そちらのほうは工場は残るといふ形の状況を聞いておりますので、研究施設だけが入ってきて、ラインがなくなるということは今のところ、聞いておりませんので、従業員の方が減っていくという形ではないと認識しております。

また、今後の支援の仕方につきましては、この制度を実施させていただく中で、地域の雇用も含めまして、また、見直しが出てきた時点におきましては、この条例は6年後に改正させていただく形になるかと思えます。そういう中で、よりよい制度となるように、また、仕掛けを考えていきたいと考えております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 わかりました。

先ほどの答弁の中で、ダイキン工業さんの今後の計画の点では、2月に出された計画ですから、具体的な中身のところについては、まだまだわからないことが

多いというふうに思っております。堺や滋賀の工場との分担みたいなことも聞いておりますから、生産ラインが丸々移るということはもちろんないというふうに思っているわけですが、影響がないというふうにも言えない状況かなと認識しております。そういった点では、ぜひ、また、中身の点についてもしっかりとつかんでいただいて、市内の雇用やまた、市内の下請けに対する適正な働きかけといいますか、そういう配慮といいますか、その点、していただくように努めていただきたいと思いますと思っております。

この点につきましては、要望として終わらせていただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 ほかに。

嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 この議案第20号として上程がされております条例の趣旨につきましては、私も賛同しているところであるんですが、1点気になるところがございますので、お聞かせをいただきたいと思います。

対象事業者の指定でありますとか、あるいはその地位の承継の話であるんですが、すべて市長が承認をするということで、事が運んでいくわけなんですけれども、税金を軽減していくという話でありますので、私はより慎重にその決定はなされていくべきではないのかなと思っております。

もちろんすべての案件というわけではないんですが、私は基本的には諮問機関を設けるべきではないのかなと。そこで、ちょっとこれ、どうなのかなという疑問が生じたときには、そこに投げかけるということがあっていいのかなと思うんですが、それが今回、用意されておられません。どういった経緯でそうなったのか、1点お聞かせいただきたいと思います。

います。

○森内一蔵委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 今回、提案させていただく形の条例につきましては、諮問機関等を設けておりません。

これにつきましては、まず、企業の申請をいただいて指定をしていくと。その中身につきましては、どういう設備を入れられる、または、どういう建物を建てられるという形ありきの部分でありまして、こういうところにつきましては、事務的に建築確認等の担当課と連携を密にとりながら、また、開発審査会等もかかっていますので、それに補足していきたいと考えております。

決定の手続、先ほども申しました支払いの手続等スムーズにさせていただきたいというところの観点から、案件が出てきた折には、市長の決裁をいただいご判断をいただくという形の取り組みによって、スピーディーに対応したいという形で考えております。

○森内一蔵委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 よくわかります。

ただ、どういったことが起こるのかわからないこともあるわけで、特に地位の承継という形になってきますと、形の上では何も不備はなかったとしても、社会的に許すことができない、仮にそういったところが絡んだ企業がその地位を承継したと。形の上ではさっと通っていくかもしれませんが、果たしてそれを軽減していくということが行政として取るべき道なのかなということを考えるとそうではないと思うんです。

そのときにやはり、諮問機関を設けておいて、そこに投げてどうなのかということやはり、もっと透明性のあるところで議論していただくということがあってしかるべきなのかなと思うんですが、

私はそこが気になるんです。その形ありきというところは、やはり、行政としてもう一步踏み込んだところをとらなければいけないと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○森内一蔵委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 まず、この条例第11条に地位の承継というところがございまして。11条で掲示させていただいた考え方といいますのは、やみくもにというか、承継は承継という形で広く拡大していくのではなくて、先ほどの目的にもありましたけれども、企業の統合、また、企業の合併等がありまして、企業の名称が変わる事態がたくさん発生します。例えば、ある企業とある企業がひっついて会社名が変わる、そういうところでそれをクリアしていくのを主として考えておりますので、例えば、事業者が売買により、変わって、全然違う戦略でされているのを承継と見るかどうかにつきましては、今のところ、考えてはなく、あくまでも、名称が変わってもその会社を引き継いで、従業員も工場で働く人もそういうような体制のまま運営していただくような考え方でされていく事業所については承継していきたいという考えで掲示をさせていただいている文章でございます。

○森内一蔵委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 第11条に特化して見ていくと、譲渡という言葉がございましてよね。譲渡ということは事業主が変わるわけです。事業主が変わった、でも社員は変わってない。ただ、その事業主が先ほど申したような者が仮に絡んでいるようなところであるなら、私はその税金を軽減といったことはするべきではないと思うんです。

そこら辺のことは、当然、市長が承認をしませんということになると思うんで

すが、それにしても私はやはり、諮問機関を本来持って、そこへ投げて、答申をもらうという一つのそういった、どういふんでしょう、裏書みたいなものがあるべきと思うんです。そこが用意されていないので、それが諮問機関に投げるような案件がなければいいんですよ。危険に及ばなければいいんですけども、そういうことが起こりかねないなということもちょっと考えたもので、こういう質問をさせていただきましたが、ぜひ、いろんなシミュレーションをしていただいて、実際にこれが可決された際には運用していただきますようお願いをしたいと思います。

○森内一蔵委員長 ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時 休憩)

(午前11時1分 再開)

○森内一蔵委員長 再開します。

議案第17号の審査を行います。

補足説明を求めます。

水田生活環境部長。

○水田生活環境部長 議案第17号、摂津市環境基金条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

環境施策を継続的に進めるためには、体制の確保だけではなく、財源の確保が非常に重要となってまいります。このため、環境基金の設置を提案させていただくものでございます。

それでは、各条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条では、環境基金は環境施策の推進に資するために設置することを明記しております。

第2条では、基金への積立額は予算で

定めることを明記しておりますが、具体的には廃棄物の分別により、びん、缶、ペットボトル、古紙などを売却して得た収入や、環境支援自動販売機の手数料収入、寄附金などを基金に積み立てることを予定しております。

第3条では、基金に属する現金は、銀行預金など最も確実で有利な方法により保管しなければならないことを明記しております。

第4条では、基金の運用から生ずる預金利息などの収益につきましては、予算に計上して、基金に積み立てることを明記しております。

第5条では、基金に属する現金は、繰戻しの方法や期間、利率を定めて、歳計現金として運用することができることを明記しております。

第6条では、この基金は廃棄物の減量及び再資源化に関する事業や地球温暖化の防止に関する事業、生活環境の保全に関する事業、その他環境事業の財源に企てることを明記しております。

第7条では、この条例で定めていること以外で、この基金に関して必要なことは市長が定めることを明記しております。次に、附則の第1項でございますが、この条例は公布の日から施行することを明記しておりますが、具体的には今年度中の施行を予定しております。

第2項では、この基金の設置にあわせ、摂津市再生資源対策基金条例を廃止することを明記しております。

第3項では、摂津市再生資源対策基金の財産は、施行日にすべてこの基金に繰り入れられることを明記しております。なお、摂津市再生資源対策基金の現在の残高は、1億5,671万1,792円でございます。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

○森内一蔵委員長 暫時休憩します。

(午前11時4分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○森内一蔵委員長 再開します。

説明が終わり、質疑に入ります。

質疑のある方。

(発言する者あり)

○森内一蔵委員長 暫時休憩します。

(午前11時 6分 休憩)

(午前11時21分 再開)

○森内一蔵委員長 再開します。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 それでは、環境基金条例についての質問をさせていただきます。

第6条でこの基金の使い方、基金ですから処分という文言が使われておりますけれども、この事業をもう少しどんなふうに使われるのかというのを、こういった割合とか中身を聞かせていただきたいと思っております。

それと、基金の維持というか、運営というかをどういうふうにご考えておられるのか、この2点を聞かせていただければと思っております。

○森内一蔵委員長 乾次長。

○乾生活環境部次長 まず、この第6条の基金の処分といいますか、基金を使うときの事業のことですが、基本的にはここに書いてありますように廃棄物の減量及び再資源化に関する事業、それから地球温暖化防止に関わるような事業、それから生活環境の保全に関する事業ということで、これは一般に公害対策等も含めた生活環境の保全に関する事業でございます。

それから、それ以外、環境の改善に資するようなものであれば、そういったも

のにもこの基金は使いますよというよう
な趣旨で規定をさせていただいていると
ころでございます。

この基金を各事業につきまして、どう
いう割合で使うとかいいましたことにつ
きましては、現在、まだ、具体的な指
針は出しておりません。これにつきまし
ては、今後、財政方とも十分協議しなが
ら、基金が底をつかないように、あるい
はまた、有効な環境対策を打ち続けられ
るように、十分基金の残高を見ながら、
配慮しながら使っていくということにな
ると考えております。

それから、この基金の運営につきまし
ては、本会議の折にも市長、部長のほう
から答弁をさせていただいているところ
でございますけれども、基本的には環境
自販機の売上金の収入、それからこの環
境基金自体の運用利子の収入、それから
寄附金、それからびん、缶、ペットボト
ルなどの資源化された物の売却収入益、
そういったものを定期的に積み立てる一
方で、今、申し上げました環境対策の事
業の財源として使っていくということに
なるわけでございますが、普通の基金は、
例えば、一定の額まで積み上げて、それ
の利息をもって、その事業の財源に充て
ていくとか、あるいは、ある一定の額ま
で貯まれば、そのすべての額を基金の財
源を使って、積み上がった額を使って一
気に事業を実施するとか、いろんな使い
方があるわけですが、この環境基金につ
きましては、一方でどんどん貯めつつ、
一方でどんどん必要な費用については基
金を取り崩して使うというような柔軟な
運用を考えているところでございます。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 基金を設けて、貯めて、
使っていくことなんですけれども、こ
れ、事業展開によってたくさん使うとき

もあれば、あるときはあるけども、ない
ときはないとかいうような話ではちょっ
とおかしいと思うんです。

そういう意味では、指針もまだ、持た
れてないということですけど、早急に運
用計画がやっぱり必要だと思うんですけ
れども、これについてどうですか。

○森内一蔵委員長 乾次長。

○乾生活環境部次長 要は、あるときは
使い、なくなったら使わないということ
にならないように、そもそもこの環境基
金を設置するわけです。

といいますのは、その財源がない年
には環境施策は縮小させて、財源がある年
には環境施策は充実するというようなそ
ういう波をつくってはいけないと。基本
的に継続してずっと続けないと、環境、
特に地球温暖化対策などでしたら、効果
が薄れてしまう可能性があるということ
でこの基金を設けるわけでございますが、
その運用計画につきましては、私どもも
計画といいますか、ルールですね、そう
いったものにつきましては、私どももあ
ればいいかなというふうなことも考えて
おるんですけれど、今日の市の財政を取
り巻く環境というのは非常に厳しいもの
がございますので、財政のほうもなか
な一定のルールに従って、この環境基金
を積極的に使うということにつきまして
は、ちょっと話をさせてもらっている分
では少し消極的な面も見られるというの
が事実でございますが、私どもとしまし
ては、できるだけ積極的な運用といいま
すか、使い方を考えたいというふうにも
思ったりもするわけですが、今後、早急
に財政方とこの基金の使い方、そうい
ったことについて、詰めてまいりたいと
考えております。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 確かに、状況によって

は災害対策費みたいなそれこそお金が要るときに要ると、環境対策、手を打たなければいけないというときは、それは当然あると思うんですけれども、一応使用方の指針はぜひ持っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○森内一蔵委員長 ほかに質問ある方。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時28分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○森内一蔵委員長 再開します。

議案第26号の審査を行います。

補足説明を求めます。

水田生活環境部長。

○水田生活環境部長 議案第26号、摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、議案参考資料13ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので、ご参照ください。

別表第1中、正雀市民ルームに係る分を改正いたします。使用料の算出方法につきましては、コミュニティプラザや平成23年1月より開設しております文化ホール会議室の積算方法と同様、施設維持に係るランニングコストの30%、本市の公共施設の平均及び近隣各市の平均から算出いたしました使用料となっております。ただし、調理室及び和室につきましては、利用形態上、電気、水道等の使用が多いことから、調理室、和室に係る光熱費等のランニングコストを加味した算出方法による使用料としております。

本条例の施行日につきましては、平成23年4月1日からとするものであり、

既に改正前の使用料による金額を徴収した上で使用を許可しているものにつきましては、差額使用料の返金を行うものであります。

以上、摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○森内一蔵委員長 説明は終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 今、説明でほかの新しいところも積算方法ということで指針があって決めていったというような説明でしたけれども、今回、正雀市民ルームについては、これを下げないといけなくなつたと。これまで高かったのかと。これは指針があったようで結局なかったんではないかと思うんです。要するにこれまできちんと使用料などを決めるときに、市がどういう物差しをもって決めてきたかということが問われると思うんです。これからは駐車場などの使用料を決めるという話もありますから、コストやらなんやらの計算もあるでしょうけど、市民に使用料をお願いするときに、きちんとしたその考え方、指針というのを示して、こうなりますということが言えるようなものを持つべきではないかと思うんですけれども、そういう意味でこれまでこういうことになっていたのは何でかというところを一つお聞きしたいと思います。

○森内一蔵委員長 杉本次長。

○杉本生活環境部次長 これまでということですが、市民ルームの開設が平成6年で、そのときの委員会審議等も見ております。その中では、他市の当時駅前に新たにつくった施設等の利用金額等を勘案して算出をしてきたということとで答弁を当時もされておりますし、そ

れをご承認いただいたということできておりますが、平成13年でしたか、市の財政状況が悪くというか、行革の中で全施設の使用料を3割程度上昇させたことがございました。その中で、割と直近に決めた使用料であったものも、一律で上げたということも影響いたしまして、若干高くなっていったということかと思えます。高い、安いを申しますと我々適正なところに持っていきたいということで、今回、お願いをしておりますので、今まで高かったと言われれば、そうかもしれませんが、やはり、ここ一、二年の特に正雀市民ルームについては、3年前までの利用率が、いきなり5%程度の落ち込みが出てきたということがございます。これを分析した結果、今回の料金の改定に踏み切ったということでございますので、今までの経緯が全く違ったということではないというふうには考えておりますが、やはり、市民が利用しやすいように、利用率を上げることによって、歳入も一定減らさないということも考えながら、今回の料金を決定させていただいたということでございます。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 お伺いしまして、平成6年に決めた当時のその状況とかいろいろそれは当然あると思えます。

でも、他市の参考とか、それが絶対的な物差しではないと思うんです。そういう意味でも、しっかりと常に制度の見直しとかいうのは、やっぱり、このごみの処理もずっと置いてあったというようなことも見れば、平成6年から今度変わるのが平成23年ですよね。この間ずっと見直しもされなかったという意味では、ちょっと臨機応変といったらおかしいですけれども、その時々々の社会情勢に合わせて、こういった使用料などとか市民に

お願いする行政の中身をところどころやはり、チェックをして変えていくということがこれからも必要になるかと思えますので、要望としておきます。

○森内一蔵委員長 ほかに質問のある方。本保委員。

○本保加津枝委員 ただいまのご答弁の中にもランニングコストの30%を目安に利用率が減った現状を鑑みてこういうふうにしたというふうなご答弁がありましたけれども、3年前から5%利用率が減ったこととあわせて、今回、こういった料金改定をされたこと、市民にとっては減額されて使いやすくなるということで、利用者がふえる可能性のほうが高いと思うんですけれども、この使用料と今回の改正について、稼働率の現状は今、お聞かせいただいたんですが、今後の見込みですね、それと予想される歳入への減額、昨年比で大体どのように考えられておられるのか、推定でも結構ですのでお聞かせいただきたいと思えます。

○森内一蔵委員長 杉本次長。

○杉本生活環境部次長 減額の件でございますけれども、今の2年前までの金額、稼働率が40%弱ぐらい、今、30%台半ばぐらいまで落ちておりますけれども、実は、コミュニティプラザとかその辺の利用率を見てますと、料金値下げでその程度まで上昇するのではないかなと思っております。

ただ、歳入につきましては、一般会計の今年の予算の要求額は昨年と同様にしております。といいますのは、実は、私どもも下げたことによって、どの程度の市民の方がご利用いただけるかというのはちょっと数字は持っておりません。ただ、我々なかなかこういうのを役所の内部で下げるといふ議論をするときに、歳入が減るといふのは抵抗感のあるものか

と思います。我々としては、そういう稼働率を上げることによって、できるだけ減額のない、前年の歳入予算と同じような形で持っていけるようにしたいというある意味、意思表示みたいなところがあるんですけども、そういう形の予算要求はさせていただいたということで、まことに申しわけないんですが、具体的な数字は持っておりませんので、ご了承いただけたらと思っております。

○森内一蔵委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 昨年同様の予算要求ということで、気持ちはやっぱり上がっていきなうということ、こういう方向性を示されたと思うんですけども、ある程度、やはり、そういった状況においても冷静に数字をしっかりとつかんで、その上でやっぱり周知も手抜きなく行っていくことが大事かなというふうに思います。

こちらのほうでこのように決まりました、具体的に印象としてはあそこは高いからというふうな印象で、その後も使おうということが、1回使わなくなると次、なかなか使おうという気持ちにはならないことが現実だと思いますので、その辺についての周知なんかを今後、どういうふうにされていられるのか、価格帯の周知についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○森内一蔵委員長 杉本次長。

○杉本生活環境部次長 周知でございますけれども、こういうお話をさせていただく前に、利用者の方とも何人かお話をさせていただいたら、非常に喜んでいただいていたのが事実でございます。

ただ、これをいかに広げるかということですが、特に市民ルームの場合は、使われている団体というのが一定、教育委員会の関係でありますとか、地元

の団体だとか、割と対象がわかっておりますので、そういったところにはご案内をさせていただきたいと考えておりますし、もちろん通常のホームページ、広報等での広報についてもさせていただきまうですけども、4月になりましたら、もうすぐ窓口にも掲示をいたしまして、今までのご利用されている方、また、他のコミュニティプラザ等をご利用されるところに対してもぜひご案内をさせていただいて、稼働率を上げる努力をしてまいりたいと考えております。

○森内一蔵委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 地元ですとか、また、その聞き取りをされた関係者の皆さんなんかは非常に喜んでそういう口コミで情報が広がることに期待したいんですけども、地域外の利用者ですね、例えば、社会経済がこんな形で落ち込みを示しているところでもありますけれども、以前使って、そこで催しものをするということについて使わなくなった団体とか、そういった事業者に対して、できるだけ市民ルームからも行政からも過去のそういった利用された方について、呼びかけもはっきりとさせていただいて、周知もしていただいで、ぜひ活用していただいで、予算要求の見込みどおり、また、それ以上の実績をしっかりと稼働率を上げていけるような方向で取り組んでいただきたいと思っておりますので、要望としておきます。

○森内一蔵委員長 ほかに質問ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 ないようですので、以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時42分 再開)

○森内一蔵委員長 再開します。

議案第3号、議案第11号、議案第12号、議案第24号及び議案第27号の審査を行います。

本5件のうち、議案第11号、議案第12号、議案第24号及び議案第27号については、補足説明を省略し、議案第3号について、補足説明を求めます。

佐藤保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 議案第3号、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、10ページ、款1、国民健康保険料、項1、国民健康保険料、目1、一般被保険者国民健康保険料は、賦課限度額の改正による増は見込まれるものの、国保世帯所得の減少や収納率の見直しなどにより、前年度に比べ9.6%の減となっております。収納率は、現年度分が90%、滞納繰越分が10%を見込んでおります。

目2、退職被保険者等国民健康保険料は、前年度に比べ2.6%の減となっており、一般被保険者分と同様の理由によるものでございます。収納率は、現年度分が96%、滞納繰越分が15%を見込んでおります。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料、目1、督促手数料は、前年度に比べ25%の減額となっております。これは、平成21年度実績を参考に計上したものでございます。

12ページ、款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金は、前年度に比べ1.3%の増となっており、主なものは、後期高齢者支援金負担金と介護納付金負担金の拠出額の増に伴う法定負担分の増でございます。

目2、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ10.1%の増で、80万

円以上の高額医療費に係る共同事業医療費拠出金の増に伴い、その4分の1の法定負担分を見込んでおります。

目3、特定健康診査等負担金は、前年度に比べ10.8%の増で、特定健診、特定保健指導に係る法定負担分でございます。

項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金は、前年度に比べ45.2%の増となっております。これは、過去の実績を参考に計上したものでございます。

目2、出産育児一時金補助金は、前年度に比べ44.4%の減で、平成23年度は、出産育児一時金の4万円引き上げに係る費用の国庫補助が、2分の1から4分の1に引き下げられることによるものでございます。

款4、療養給付費交付金、項1、療養給付費交付金、目1、療養給付費交付金は、前年度に比べ28.9%の増で、前期高齢者相当額分と後期高齢者支援金分に係る交付金が大幅に増加したことによるものでございます。

14ページ、款5、前期高齢者交付金、項1、前期高齢者交付金、目1、前期高齢者交付金は、前年度に比べ7.3%の増となっております。これは、概算交付額の増加に加え、過年度精算分が加算して交付される見込みとなったことによるものでございます。

款6、府支出金、項1、府負担金、目1、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ10.1%の増で、先ほどの国庫負担金と同様、高額医療費共同事業医療費拠出金の増に伴うものでございます。

目2、特定健康診査等負担金は、前年度に比べ10.8%の増で、特定健診、特定保健指導に係る法定負担分でございます。

項2、府補助金、目1、事業助成補助

金は、前年度に比べ11.9%の増となっております。

目2、財政調整交付金は、前年度に比べ14%の増となっております。

16ページ、款7、共同事業交付金、項1、共同事業交付金、目1、高額医療費共同事業交付金は、前年度に比べ24.2%の増となっており、平成22年度実績を参考に見込んだものでございます。

目2、保険財政共同安定化事業交付金は、前年度に比べ18.4%の減となっており、拠出額の減額と平成22年度実績を参考に交付割合の低下を見込んだことによるものでございます。

款8、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ13.5%の増で、国保財政安定化支援事業繰入金の増などによるものでございます。

目2、保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ8.4%の増となっております。

款9、諸収入、項1、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金、18ページ、目2、退職被保険者等第三者納付金、目3、一般被保険者返納金、目4、退職被保険者等返納金は、過去の実績を勘案し、計上させていただいております。

目5、雑入は、現金給付の指定公費69万8,000円を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、20ページ、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、前年度に比べ7.1%の減で、これは主に被保険者証の有効期間を2年としたことで、本年度は一斉更新のための書留郵送料が不要となることなどによるものでございます。

目2、連合会負担金は、前年度に比べ52.2%の減で、前年度の国保連合会のシステム最適化に伴う負担金がなくなったことによるものでございます。

目3、市町村部会負担金は、前年度と同額となっております。

項2、徴収費、目1、賦課徴収費は、前年度に比べ15.6%の増となっております。これは、マルチペイメントネットワークを利用した口座振替納付受付サービスの導入経費等を計上したことによるものでございます。

22ページ、項3、運営協議会費、目1、運営協議会費は、前年度と同額となっております。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ2.7%の増で、一人当たりの費用額は就学から64歳までが約19万6,800円、前期高齢者が約53万9,700円、未就学児が約21万300円を見込んでおります。

目2、退職被保険者等療養給付費は、前年度に比べ2.8%の増で、一人当たりの費用額は約40万7,900円を見込んでおります。

目3、一般被保険者療養費は、前年度に比べ0.5%の減でございます。

目4、退職被保険者等療養費は、前年度に比べ2.8%の増でございます。

24ページ、目5、審査支払手数料は、前年度に比べ1.5%の増でございます。

項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ9.9%の増で、一人当たりの医療費の増加によるものでございます。

目2、退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ16.5%の増となっております。

目3、一般被保険者高額介護合算療養費、目4、退職被保険者等高額介護合算療養費は、前年度に比べ95%の減となっております。これは、平成21年度実績を参考に計上したものでございます。

項3、移送費、目1、一般被保険者移送費、目2、退職被保険者等移送費は、前年度と同額でございます。

26ページ、項4、出産育児諸費、目1、出産育児一時金は、前年度に比べ11.1%の増でございます。

目2、支払手数料は、前年度に比べ10.5%の増となっております。

項5、葬祭諸費、目1、葬祭費は、前年度と同額でございます。

項6、精神・結核医療給付費、目1、精神・結核医療給付金は、前年度に比べ0.4%の減でございます。

28ページ、款3、後期高齢者支援金等、項1、後期高齢者支援金等、目1、後期高齢者支援金は、前年度に比べ6.3%の増で、一人当たりの後期高齢者支援金等の増加等によるものでございます。

目2、後期高齢者関係事務費拠出金は、前年度に比べ22.1%の減でございます。

款4、前期高齢者納付金等、項1、前期高齢者納付金等、目1、前期高齢者納付金は、前年度に比べ79.8%の増で、一人当たり負担調整対象見込額が増となったことによるものでございます。

目2、前期高齢者関係事務費拠出金は、前年度に比べ16.9%の減でございます。

款5、老人保健拠出金、項1、老人保健拠出金、目1、老人保健医療費拠出金は、前年度に比べ98.5%の減でございます。前年度は、老人保健医療制度廃止前の平成20年3月分の医療費の精算がございましたが、今年度は廃止後の精算のみになったためでございます。

目2、老人保健事務費拠出金は、前年度に比べ3.9%の減となっております。

30ページ、款6、介護納付金、項1、介護納付金、目1、介護納付金は、前年

度に比べ5.5%の増で、一人当たりの介護納付金の増によるものでございます。

款7、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金は、前年度に比べ10.1%の増となっております。これは、80万円以上の高額医療費の増に伴うものでございます。

目2、保険財政共同安定化事業拠出金は、前年度に比べ11%の減となっております。

目3、高額医療費共同事業事務費拠出金、目4、保険財政共同安定化事業事務費拠出金、目5、その他共同事業事務費拠出金は、前年度と同額となっております。

款8、保健施設費、項1、保健施設費、目1、特定健康診査等事業費は、前年度に比べ5.2%の減で、前年度の特定健康診査受診勧奨委託料がなくなったことなどによるものでございます。

32ページ、目2、保健衛生普及費は、前年度に比べ7%の減で、これは後発医薬品普及促進委託料の減額などによるものでございます。

款9、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目1、一般被保険者保険料還付金、目2、退職被保険者等保険料還付金、目3、償還金は前年度と同額となっております。

34ページ、款10、予備費、項1、予備費、目1、予備費は、前年度と同額となっております。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

○森内一蔵委員長 説明は終わりました。
暫時休憩します。

(午前11時56分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○森内一蔵委員長 再開します。

質疑に入ります。質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 国民健康保険に係る問題で幾つかお尋ねしたいと思います。

最初に、議案第3号の特別会計予算書の歳入の部分で12ページ、出産育児一時金の国庫補助金のところについてなんですけれども、今回、後の条例のほうのところでも出てくるこの出産育児一時金についてが、3月末までの時限措置であった部分が恒久化されるということで、大変これについては喜ばしいと思うんですけれども、国庫補助の部分がかつて2分の1だったのが4分の1にこれ減らされるというふうなことになってます。いろいろと資料等を見ていましたら、この上乘せ分の4万円の財源内訳が、国が4分の1と、そして残りの部分を3分の1保険料、3分の2を地財措置というようなことで書かれているわけなんですけれども、支出のところでは財源内訳を見たときに、そうなっているのかなというふうなことが詳しくわかりませんので、一度この所を詳しくお聞きしたいと思います。

それから、歳出に関わってですが、これは予算概要の158ページで、国保連合会の負担金が200万円ということで、前年は予算の段階で419万円計上されていた部分、また今回出されている補正予算で約80万円が出されて合計500万円ほどに当たると思うんですけれども、ことし新年度の分については200万円ということで、先ほど部長の説明の中でもシステムに係る分が前年はあったのがなくなるということでの減額かと思うんですけれども、この国保連合会の負担金というのが毎年どのように決められているのか、年々そういうふうな形で上がり下がりするものなのか、お聞かせいただ

きたいと思います。

あと、同じ概要では、158ページの賦課徴収事業のところで、マルチペイメントネットワークが新たに今回取り組まれるということです。推進協議会の負担金が10万円、またその同じ並びで庁用器具費や手数料の部分がそれに当たってくるんだと思うんですけれども、今回のこのマルチペイメントにおける効率といいますか、どの程度効果を見込んでいるのかお聞きしておきたいと思います。

あと、概要の166ページになりますが、ジェネリックの後発医薬品普及促進委託料ということで、昨年、平成22年から取り組まれましたが、新年度の部分では減額になってはいますけれども、この取り組みの効果、まだまだなかなか計れないのかなというふうにも思いますけれども、そのあたりのところ詳しくお聞きできたらと思います。

また、療養費です、年々必要とされる額は大きく膨れていくわけなんですけれども、その伸びの抑制というようなことでの効果を期待してというふうなことだったかと思えますけれども、そのあたりのところが少し見通しがあればお聞きしたいと思っております。

○森内一蔵委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 まず、出産育児一時金でございますが、今回、条例改正をお願いをしている件でございますが、支給額を42万円に恒久化をお願いをするということになっております。

引き上げの財源としての国庫補助金が、現行では4万円の2分の1の2万円となっておりますが、それが恒久化後は4分の1になりまして、残りの4分の3につきましては、3分の2が一般会計から繰入れをされているということになります。

財源についてはそういう形になります

ので、先ほどの財源内訳でございますが、国庫支出金につきましては1万円の200件で200万円という形になっております。

次に、国保連合会の負担金につきましては、このたび平成22年度の補正も上げさせていただいております。平成22年度につきましては、新たにレセプトの電子化に伴いますシステム最適化機器更改経費に係る分担金というものが措置をされております。これはレセプトの件数割で負担することになっておるんですけども、そういった関係で前年度平成21年度に比べますと倍増しておりましたが、この負担金につきましては、同額が国の特別調整交付金で交付される予定となっております。実質市の負担というものはゼロになっております。

今回、79万8,000円の増額補正を上げさせていただいておりますが、これも同様に国の特別調整交付金の増額がございまして、歳入歳出ともそういう形で、歳入のほうでは特別調整交付金の増額、歳出のほうで国保連合会負担金の増額という形で上げさせていただいております。

従来からございます国保連合会負担金につきましては、前々年度の3月末被保険者数に応じまして、保険者割としまして、保険者数が1万人を超え5万人以下ということに本市はなるんですけど、その保険者につきましては35万円、それに加えて被保険者数割として165万2,492円を平成23年度においては負担をしております。

近年この保険者割については変わっておりませんので、被保険者数が若干減っておりますんで大体このぐらいの金額か、少し減ったぐらいの金額になっているような状況でございます。

それから、マルチペイメントネットワークについてでございますが、マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金をこのたび10万円計上させていただいております。マルチペイメントネットワークと申しますのは、国庫金ですとか、地方税、電気、ガス、電話等の公共料金や会社等の代金の支払いにつきまして、収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことによりまして、利用者がATMや電話、パソコン等の各種のチャンネルを利用いたしまして公共料金等の支払いができるようにするものでございます。

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会、JAMPAに入会することで利用できるようになります。

市町村はこの協議会の特別会員として入会金無料で入会することができますが、入会に当たりまして年会費として負担金10万円を支払う必要がありまして、これを今回計上させていただいております。

マルチペイメントネットワークの種類にはいろいろあるんですけども、今回国保年金課が利用させていただくものにつきましては、口座振替受付サービス、ペイジー口座振替受付サービスという名前なんですけれども実施するものでございます。

ペイジー口座振替受付サービスと申しますのは、マルチペイメントネットワークを利用しましてキャッシュカードがあれば市の窓口で口座振替の受付が即時にできるというものでございまして、こういった国民健康保険料を初めとする各種料金や市税の口座振替納付の申し込みの手続を簡略化することで口座振替納付を推進しようとするものでございます。

この初期費用につきましては、これ以外に手数料のほうで計上させていただいておりますけれども、金融機関とペイ

ジー口座振替受付サービスを利用するための契約金というのがかかるんですけども、これが非常に高価なものでございまして、一応300万円を計上させていただいています。これは近隣で京都市が去年の11月からされておりまして、いろいろお話をお伺いする中で、従来は1行1料金300万円と言われていた契約金が、交渉によりまして1行をその10分の1ぐらいで契約をできるのではないかと、ということで金融機関と交渉を既に始め、前段階として指定金さんといろいろお話を聞かせていただいているんですけども、その中で各種料金を含めて、指定金さんと収納代理金融機関さんの主要なところをやっていただいて、この値段でできないかというような今取り組みをしているところでございます。

それと、器具費でも30万円計上しております。器具費の30万円と、この契約手数料の300万円については国の調整交付金が交付される予定となっております。

経常的な費用につきましては、マルチペイメントネットワーク推進協議会の負担金ですが、こういったものにつきましては、毎年かかる経常経費ですのでこれは市の負担ということになっております。

効果のほうでございまして、国保特会のほうで、累積赤字を抱えておりまして、収納対策が喫緊の課題になっておるわけですが、平成21年度から口座振替の収納に力を入れておりまして、平成21年度でも約4%強、口座振替率を上げております。そういうことによりまして、平成22年度につきましては、収納率は若干ではございますけれども、平成18年度以降じりじりと下がっていた収納率が、平成22年度若干ですが上がるような効果も出ております。やはりそういう滞納

を生まない取り組みというのが一番求められると私は思っておりますので、まず、口座振替をしていただく、この環境を整えるということが最も大切なことではないかと考えているところでございます。

それから、ジェネリックの委託料についてでございますが、平成22年度の薬価改正がございまして、後発医薬品いわゆるジェネリック医薬品の普及促進が国において図られるのを契機といたしまして、本市でも普及促進を図っております。委託先につきましては、平成22年度当初にプロポーザル方式で決定をいたしまして、それで決定した価格が予定価格よりも低かったということで平成23年度は減額をさせていただいております。

事業の内容でございまして、ジェネリック医薬品お願いカードというものを6月に当初の国保料金の決定通知をお送りするときに、全被保険者世帯へ配布させていただいております。

このことをもって、後発医薬品の啓発を行うとともに、平成22年度は8月と12月の2回、差額通知をお送りしております。差額通知と申しますのは、先ほど申し上げましたジェネリック医薬品というものを利用した場合の効果額を記載したもので、具体的には1か月の効果額が300円以上の方で約1,300件の方に発送いたしております。

8月送付分の効果につきましては、9月分のレセプトにより効果測定をいたしております。その結果を見ますと、差額通知によりまして約1割の方が後発医薬品を利用されるようになっております。単純比較では約80万円の医薬品代が節減できているという計算になっておりますが、年間で数量等変わってきますので、数量等を調整しながら年間ベースに直してみますと、300万円から500万円

程度の削減効果となっております。1回目の通知でこれだけの効果があったことから、今後差額通知を継続して効果額の上積みを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 よくわかりました。

出産育児一時金の部分について、この部分は今回金額としてはそんなに大きくないかなというふうに思うわけですがけれども、ただ、国保の全体にやっぱり国の負担ですよ、これがずっと負担割合としては下がっているというようなこと、この間も何度か指摘をさせていただいたかというふうに思っています。今回、この出産育児一時金の部分についても継続して支給されていくのは本当にありがたいわけなんですけれども、それをやっぱり国の負担が減っていくというふうなこの流れというのがやっぱりおかしいなというふうに思って、その点についてやはり働きかけが継続して必要なのかなというふうにも感じたところであります。

また、お子さんの1回当たりの分娩に、出産にかかる費用が平均しておよそ47万円というふうなそうしたことが国保連合会のほうの調査なんかでも出されているようで、それで言いましたら42万円に引き上げられていますけれども十分ではないのかなというふうなことも感じているところであります。

引き続き、また市としてもこの制度のさらなる充実に向けて意見も上げていただきたいなというふうなことを要望にしておきたいと思えます。

それから、国保連合会の部分につきましても、大体年額200万円というふうなことです。この摂津市の規模でいったらそういうことになるわけですね。平成22年度で多くなった分も国の調整交付

金で入ってきているというようなことはわかりました。

あと、マルチペイメントネットワークの事業に関わって、これも調整交付金を使って何とか収納率を上げていこうと、滞納を生まないための対策というようなことで考えておられるというようなことわかりました。ただ、かかる手数料、器具費です、そうした部分では出している金額に見合っただけの効果があるのかなということがやはり気になった部分でもあります。先ほど聞きましたら、ほかの公共料金について、各種の公共料金についても合わせてやっていくと、銀行のほうの手数料もまた減額されるのかなというふうなことがちょっと触れられましたけれども、今回国保のほうで初めてこれ取り組むわけでありましてけれども、ほかの課との連携といいますか、そういう相談がされているのかどうか、この際聞いておきたいというふうに思います。

あと、後発医薬品、ジェネリックの部分についてもわかりました。効果のほうも200万円、300万円と上がってきているというようなこともお聞きしました。引き続き昨年取り組んだことと同じようにやられるというふうなことなわけでありましてけれども、さらに啓発といいますか、そうしたことが考える余地がないのかどうか、少しお聞きしておきたいと思えます。

○森内一蔵委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 マルチペイメントネットワークの他課との連携ということでございますが、先ほど申し上げましたように、金融機関の言い値は1料金で1行300万円なんですけれども、各市の事情とかいろいろ調べていくうちに、こちらの条件が普及のためにかなり通ることがわかりまして、今現在指定金

さんを通じていろいろ情報収集をしているところがございます。2月に市内の口座振替をやっている課、及び平成23年度に口座振替を始める課、全課集まっていただきまして、国保の補助金を活用して、これは大阪府を通じて国にも確認をしたんですけど、インフラ整備を国保がやって、それを他課が使うということはどうなんでしょうかというお問いをさせていただいております。それは可能であるということで、指定金さんともいろいろとお話をさせていただく中で、契約金の契約書に、例えば国保で300万円と書いて、他課の契約書は免除と書けばいけるんじゃないかといった具体的なことまで今詰めているところです。今週にももう一度全課集まりまして、予算通過後4月に各収納代理金融機関さんにこういう条件で摂津市は全庁の全課、全料金の口座振替についてマルチペイメントをやりたいと、これについて賛同して私どもがもらえる国庫補助金の総額を各行さんで割った金額で何とかしていただけないかという、アンケートを送らせていただいて、それに賛同していただける金融機関さんと契約をしたいと考えております。

私どもの見込みでは、指定金さん3行と恐らくメガバンクさんというのは可能ではないかと、あとゆうちょ銀行さんと信金さんについては、マルチペイメントネットワークの活用については無料という指針を打ち出されておりますので、うまくいけば半分弱ぐらいはいけるんじゃないかと考えております。ただし、全料金が行けるかどうかについては、今後の各行さんの考え次第ということもございますので、私どもできるだけ多くの金融機関さんと契約、できるだけ多くの課が契約できるように頑張っていきたいと

考えております。

ジェネリックのさらなる啓発ということでございますが、先ほど申し上げましたように、やはりジェネリックをどうやって使ったらいいのかなというお問い合わせもかなりいただいているところがございます。ですから、まず、6月に当初の決定通知書に、ジェネリックお願いカードというのを入れています。その中でこれを出していただくことによって、お医者さんにジェネリックに変えてほしいとなかなか言いづらいところがあるというふうに聞いておりますので、調剤薬局さんでそれを出せば、話が通じるというようなそういうカードでございます。今回、摂津市の場合は、三師会の皆様のご協力いただけるということでこの事業ができたわけございまして、薬剤師会様のほうも全面的に協力していただいております。今回のジェネリックに当たりましても薬剤師会様のほうでいろいろとまた調査とかもしていただいております。そういった関係で私どもとしては、平成22年度2回させていただきまして、平成23年度も2回はしたいというふうに考えております。先ほど申し上げましたように、1回当たりの効果額というのはかなりの額が見込めますので、何回か重ねていくうちに、定着を図れるのではないかと考えております。

差額通知のほうにも、ジェネリックのお願いの仕方というのを入れさせていただいてます。それを目を見て、「あ、そうなんか。」と、「これぐらいの金額安くなる。こういうふうにするのか。」というようなことで、切り取ればジェネリックお願いカードとして使えるようなものも入れています。差額通知が送られてきた方がまたほかの方にも広めていただけるんじゃないか、あるいは薬剤師会様

の協力でより一層広がっていくのではないかと考えておるところでございます。

○森内一歳委員長 ほかに質問のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 国保に関する質問をさせていただきます。

まず、歳入ですけれども、保険料に関してといたしますか、12月20日の都道府県知事会の話ですけれども、国保に関しては国がなかなか広域化と言いながら全然問題に対して回答してこないということで、知事会でも12月20日に国民健康保険を抜本的に改革することに異存はないが、積極的に責任を負う覚悟もあると。しかし、今回の取りまとめ案で求めたことに対して、知事会が求めたことに対して具体的な答えが示されなかったことが遺憾であるということで問題点を幾つか指摘されているんです。市町村国保は高齢化、低所得層の増加により十分な保険料収入が確保できず保険財源が恒常的に圧迫していると、これを広域化して都道府県に移しても巨大な赤字団体をつくるだけだと、そして安定した保険財政のためには国の各負担の拡充が不可欠であるけれども、国は現在の同程度の財政責任から一歩も踏み出していないということを知事会が指摘をしているわけです。

今回も保険料は改定をせずに据え置きという形にさせていただいてますから、当然先ほど言ったような高齢化と低所得層の増大によって保険料総額は下がってくるわけですね。でも、国保料の軽減という意味では、おととし5,000万円入ってもらいましたけれども、これは基本的に赤字補てんのほうに回るといえるのか、保険料軽減そのものを変えるためには仕組みを変えないといけない、料率の軽減とか、それから減免制度を充実、拡充す

るということでその制度の上に乗っかって繰入れをふやすという仕組みをつくっていかないと実際の軽減にはならない。また、所得割と平等割の比率で平等割を下げることで、これは全体の軽減にはなりませんけれども低所得者層の救済にはなるというようなことにはなるかと思えますんで、保険料の軽減についての考え方を教えていただきたいと思えます。

それと、先ほど出産育児一時金で3分の2が繰入れというようなことだったんですけども、これは摂津市は不交付団体ということで、一般会計への、だからそういう意味での国からの交付金は来ないから一般会計から出すということは大変だという認識でいいのか、その辺また聞かせてもらえたらと思えます。

それと、国保の12ページの介護従事者処遇改善臨時特例交付金、それから14、16ページの老人医療波及分補助金、障害者医療波及分補助金がゼロというのをお聞かせいただければと思えます。

それから、24ページの高額介護合算療養費というところで大きく1,100万円の減、介護の会計では700万円がふえて、後期高齢との関係もあるのかもしれないけれども介護合算の中身を説明していただければと思えます。

それと、32ページの保健衛生普及費の減額を教えてください。

それから、あと歳入のほうに戻りますけど、徴収のほうですね。代表質問で市税の差し押さえの話を見せてもらいましたけども、国保のほうで差し押さえ件数とか、徴収実態、さっきマルチペイメントの話もありましたけども、徴収方法に対して現在の状況をお聞かせいただければと思えます。

それから次に、国保条例改正の議案第27号ですけれども、今回限度額が引き

上がるという点でいろんな家計の状態と
いうか世帯の人数とかでいろいろ変わる
んでしょうけれども、今回、限度額にか
かってくる階層、何段階というかどのぐ
らいの所得からまたこの辺の上限額に上
がるという世帯になってくるのか、もう
下がりぎりのところ、どのあたりかとい
うのを聞かせていただきたいと思います。

○森内一歳委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 まず、1点目の繰
入金の考え方ということでございますが、
国との負担金につきましては、先ほど出
産育児一時金の話でも2万円が1万円に
なっているということでございました。
私ども今回特に着目しておりますのは、
平成21年度まで暫定措置とされてお
りました国民健康保険の基盤安定負担金
の上乗せ分である保険者支援分についま
しては、平成22年度改正で平成25年
度まで延長されることとなりました。

また、今回、国保財政安定化支援事業
繰入金というのが約6,000万円ほど
ふえておまして、これは一般会計のご
質問で弘委員のご質問にもお答えをさ
せていただいたんですけれども、繰入金
が1億円近くふえました。ところが保
険基盤安定繰入金につきましては4分
の1が市の財源で、国保財政安定化支
援事業につきましては一応交付税の措
置はされておるんですけれども本市が
交付税の不交付団体であるということ
から、約1億円ふえた財源については
ほとんどが市の財源でありまして、こ
れ以上の繰入金の増加については財政
上非常に厳しいと。法定の繰入金の増
ということではございますけれども、
本市としては一般財源の中から1億
円近い繰入れをふやさせていただ
いているというところをまずご理解
いただきたいと考えているところで
ございます。

国保特会を預かる者といましては、
何とか今の繰入額を、法定外の軽減繰
入です、これを何とか守っていきたく
と考えているところでございます。

出産育児一時金につきましては、先
ほど申し上げましたように、200件
の出産を予定をいたしております。そ
の200件につきまして1万円の国庫
補助と、残りのうちの3分の2が一
般会計からの繰入れということにな
っております。残りが被保険者の方
の保険料で充当するという形にな
っております、これを今回の分
で2万円が1万円に変わったこと
によって一人当たりの影響額約22
円の影響額が出ているところでござ
います。少子高齢化対策というよう
なことから、この補助金が導入さ
れたわけでございます。そのとき
の国からの話ではこれを恒久化す
るときには国の財源を充実するとい
う話もございましたので、市町村
といましては、やはりこれはちょっと
おかしいんじゃないかということで、
市長会を通じてこれはおかしいとい
うことは平成23年度ぜひ上げさ
せていただきたいと考えている
ところでございます。

それから、介護従事者処遇改善臨時
特例交付金が皆減になっております。
この補助金につきましては、平成21
年度の介護報酬改定による介護従
事者の処遇改善に伴いまして、介
護保険料が上昇することを抑制す
るためにということで、平成21
年度と平成22年度に限って交付
されたものでございまして、府の
交付総額に本市の過去3年の平均
の介護納付金が府全体に占める割
合でもって交付をされたところで
ございます。平成21年度と平成22
年度の暫定措置でございますので
平成23年度はその期限切れとい
うことでなくなっております。

それから、老人医療波及分補助、障害

者医療波及分補助金が皆減となっている理由でございますが、国の療養給付費負担金は療養給付費の100分の34が交付されておるわけでございますが、その算定に当たって地方単独事業に係る増額分が減額されるような仕組みになっております。府の老人医療制度あるいは障害者医療制度によって地方単独事業に係る増額分が出ているということで、従来から老人医療、障害者医療、ひとり親医療の上乗せ分というのが府のほうから補助されております。老人医療と障害者医療につきましては、額だけではなく回数にも着目されておって、今回の予算書のほうにも載っておりますように、老人医療と障害者医療に関しましては、ページ数で14ページの事業助成補助金のところで計上させていただいておりますけれども、こちらのほうは府単独事業による増額分に対する補助でございます。そちらのほうは残ってございます。

どうしてこのようなことが起こったかと申しますと、昨年2月10日開催されました大阪府の平成22年度予算説明会におきまして、同趣旨の補助金を額と回数と両方で交付しているということで、削減をすると急遽告げられたものでございます。平成22年度予算では取り消しが間に合わず計上いたしておりましたが、そういった趣旨で今回は計上をいたしておりません。

次は、保健衛生普及費の減額でございますが、保健衛生普及費につきましては、特定健診受診勧奨事業を平成22年度計上しておりましたが、平成23年度はこれが一定の集計等終わりました、平成23年度に種々反映させていただくという形で終結しておりますので、今回はその分が減額となっておりますところでございます。

特定健診受診勧奨につきましては、平成22年度の取り組みでございますが、調整交付金を活用しまして、特に受診率が低い40代、50代の平成21年度に特定健診を受けていない方を対象といたしまして、特定健診の受診勧奨事業を実施いたしましたものでございます。

特定健診受診勧奨に関しては、手法がさまざまな方法が考えられるところでございましたので、プロポーザル方式によりまして、実施業者を決定したところでございます。

平成21年度特定健診未受診者3,777名の方にアンケートをお送りいたしまして、回収状況としては808通、回収率21.4%をもちまして調査結果を分析をさせていただいております。

この結果を受けまして、平成23年度には特定健診の受診率が上がりますように幾つかの取り組みをさせていただいております。こういう時節がらでするので皆様のご意見をお聞きして余りお金がかからないような仕組みをとらせていただきました。まず、特定健診受診券につきましては、これはアンケートだけではなくて、以前から誕生日前に受診をしたいという要望が多数ございまして、またこの中でも特定の月にしか受けられないというのは不公平だというようなご意見もちょうだいしたものですから、これを4月に一括して送らせていただくことにさせていただきました。ただ、アンケートの中で非常に特定健診に対する理解、周知が少ないということがわかりまして、じゃあどういう形で周知をしたらよろしいでしょうかという問いには、はがきや手紙ということが非常に多うございましたので、4月に送ってしまって音さたなしということではなく、その後にもはがきでまだですかとか、あるいは今誕生日で

すねとか、そういう形ではがきでご通知をさせていただきたいと考えております。

それと、こちらのほうはかなり予算をとっておるんですけども、がん検診の拡充ということが今年度市政方針のほうでも出ております。がん検診とのセットで受診券をお送りするというのを今年度取り組みとしてさせていただいております。これはアンケート調査でがん検診とのセット健診の希望が非常に多かったところから、健康推進課の事業でございますががん検診クーポンと特定健診受診券の一体化を図りまして、特定健診をより魅力あるものにして受診意識を高めたいという観点からやらさせていただくことにしたものでございます。

それから、やはり先ほど申しましたように、周知が図られているのが低いのではないかというご意見もちょうだいしておりますので、これまでポスターに関しましては、財政方のほうからもポスターやめなさいみたいなことをずっと言われているんですけども、やはり私も医院に行ってみておりますと、待ち時間にポスターを見て、なるほどなと思うところもございまして、市内、医療機関へのポスター配布というのは必要ではないかと考えております。安価なものではございますが、そういうものをつくらせていただいて4月に市内医療機関に配布いたしまして、ここの医療機関でやっているよということを宣伝させていただきたいということで医師会とも調整をしておりますのでございます。

また、市内医療機関では土曜日もやっておられるところもございまして、土曜日やっているということをご存じない方も非常に多かったみたいなので、このあたりの周知も図っていきたいと考えております。

こういった受診勧奨事業の成果を生かしまして、受診率を何とか上昇の方向に持っていきたいと考えているところでございます。

それから、国保条例の改正につきまして、賦課限度額についてでございます。賦課限度額につきましては、今回の影響額でございますが、これは平成22年11月末の賦課マスターに法定限度額を当てはめた計算でございますが、医療分調定額で約1,267万4,000円、支援分で338万円、介護分で277万4,000円の影響が出ております。一人当たりの保険料に直しますと708円の増額となっております。対象世帯の方は医療分では456世帯が今現在対象となっております、これを引き上げますと409世帯で47世帯の方が外れてくることとなります。支援分では365世帯が323世帯となり42世帯が外れてきます。介護分につきましては、307世帯が250世帯となりまして57世帯減少ということとなります。

どれぐらいのところからということでございますが、これは世帯構成とか所得によって変わってまいりますので、計算をしてみないとわかりません。今ちょっと手元にはございませんので、どれぐらいの所得があれば、一人世帯であれば二人世帯であればということでございますので、計算をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それから、保険料の差し押さえの状況でございますが、11月末現在で保険料で国保で差し押さえをしておりますのが25件で、615万2,000円となっております。保険料の滞納処分につきましては、国民健康保険制度につきましては高齢化の進展や医療費の高度化によりま

して医療費の増加に歯どめがかからない状況になっております。支出の増加が進む中、本市では医療費の適正化や資格の適正化などさまざまな対策を実施して保険料を据え置いてこさせていただいています。このような状況の中、保険料というのは医療を守るための大変貴重な財源となっております。保険料の負担能力が低い方につきましては、減免制度の活用や個別事情をお聞きし、分割納付などにより対応させていただいておるところでございますが、支払い能力がありながら滞納している被保険者につきましては、被保険者間の公平のためやむなく滞納処分をさせていただいているところがございます。滞納処分に当たりましては、滞納者本人への影響を考慮し執行いたしているところがございます。

高額介護合算療養費が95%減となっております。この理由につきましては、高額介護合算費といいますのは、医療費の負担と介護費の両方の負担があることによって家計の負担が重くなっている場合に、その負担を軽減するため、平成20年4月から設けられた制度でございます。

世帯内の同一の医療保険の加入者につきまして、1年間毎年8月1日から翌年7月31日までの間に、医療保険と介護保険の両方に自己負担があって、その自己負担の合計がこの制度の自己負担限度額を超えた場合に申請によって自己負担額を超えた金額を支給するというものがございます。平成21年度の予算措置に当たりまして、国から具体的な計算方法が示されなかったことから、本市におきましては、後期高齢者医療において療養給付費の1%を計上するとの指針が示されたところから、国保ではその数分の1程度と考え、0.3%を計上させていた

だいたところで、平成21年度で1,500万円、平成22年度では1,000万円を計上させていただきましたが、平成21年度の通知額が一般では30万2,000円、退職ではゼロとなったところから、平成23年度予算の計上に当たっては95%減とさせていただいたところでございます。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 確かに保険料の軽減策については、安定化支援事業繰入金、確かに料率も抑えてという意味ではご苦労なさっているのはわかりますけれども、もう既に何回も言ってますけど、高く払えない保険料になっていますから、ぜひとも減免制度の拡充とか料率の軽減ですとか、あと平等割を上げたことで低所得層の負担増になっているところ、ぜひまた考え方としては手をつけていただきたいなと思っておりますので、要望としておきます。

それで、あとちょっと府からの、老人医療、障害者医療など、4医療の制度もあってということご説明いただきましたけれども、事業助成にしてしまつて数をチェックせずにちゃんと来てるのかなというのが大丈夫ですかということをお聞きさせていただきます。

介護合算療養費のことはわかりました。

あと差し押さえの実態を聞いたんです。数とか出ませんか。それと滞納処分の数、どんな状態、差し押さえがあるのか、もう直接処分があるのか、その辺をお聞きさせていただければと思います。

それと、国保条例、恐らく、だから確かにいろんな世帯の人数によって限度額に届く届かないいろいろあると思うんですけども、例えばちょっと年齢層の高い5人家族なんかぐらいになってくると、それこそ総所得で450万円とか500

万円ぐらいの方でもそれぞれ限度額に届くという状態、今現在の保険料の料率から言うと、そうだと思うんです。ほんまにこの辺の所得で450万円とかぐらいというか、そのあたりの方が73万円の保険料がかかってくるというのはやっぱりしんどいと思うんです。そういった意味ではなかなかこの上限額の上昇も生活実態に合わせて考えていただくと、先ほど言ったように、世帯割というか平等割のほうを下げていけばこういったところも低減がされないかなということで、要望としておきたいと思います。数字だけ答弁をお願いします。

○森内一歳委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 まず、差し押さえの件数でございますが、先ほど申し上げましたように、差し押さえの件数は25件で615万2,000円、これは平成23年の1月末の数字でございます。換価の件数をお聞きになられていると思うんで、換価ということで18件で365万7,000円を換価いたしております。換価と申しますのは、例えば普通預金の差し押さえをしましたときに、例えば保険料が50万円滞納されてて普通預金20万円差し押さえをしましても、20万円全部を換価するというわけではございませんで、まずご本人とお話をさせていただいて、今後分割して払っていくのでということでお話がつきましたら、必要な額は幾らですかということをお聞きして残りの額を換価させていただいているというような状況でございます。

それから、老人医療の波及分の数が大丈夫ですかというお問い合わせなんですけれども、先ほど申し上げましたように、事業費助成のほうは地方単独事業に係る増額分の減額ということで今までされておりました。老人医療波及分補助と障害者医

療波及分補助については、老人医療費助成や障害者医療費助成によって、受診回数が増加することに対して国保への波及が生じるために国の負担金がふえるんだと、その分を減らすということでございまして、一つは額、一つは回数、同じものに対して額と回数の両方だということで、回数のほうはなくすというようなこととございましてご理解をいただきたいと思います。

それから、限度額の改正につきまして、年齢の高い4人家族であまり所得が高なくても限度額となるのではないかなというお問い合わせでございますけれども、具体的にこの家族ではこうだということで計算をすればできますが、ちょっと今手元にその計算する資料を持っておらないものですから、この具体的な数字については、後で資料をつくらせていただいております。すみませんが、よろしく申し上げます。○森内一歳委員長 それでは、只今の資料は後日、お示しいただけたらと思います。

山崎委員。

○山崎雅数委員 最後に差し押さえのことだけ聞いておきます。

365万円、18件、換価も進んでいるということですよ。お金をいわば強権的に取り上げることができる制度ですから、ほんまに運用に気をつけていただいて、払えるところが払っていないところを正すには間違いではないと思うんですけれども、連絡つかなくて押さえたことによってもう被害者というか、そういうものをつくっていくようなことに行政がしてはいけないと思いますんで、その辺はしっかりと当事者と連絡をとりながらやっていただきたいと思いますので、要望としておきます。

○森内一歳委員長 ほかに質問のある方。
本保委員。

○本保加津枝委員 予算概要162ページの保険給付費の項6、目1の精神・結核医療給付金が計上されているんですけども、この中身について現状をお聞かせをいただいて、今かなり結核が再びちょっと感染が拡大をしているような社会的な情勢もありますので、今回この国府支出金もありますけれども、本市で計上されている中身について、また現状についてお聞かせをいただきたいと思いますので、よろしく願います。

○森内一歳委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 精神・結核医療給付金につきましては、条例第8条の2に基づき実施する市単事業でございまして、対象者の一部負担金につきましては2割を国が1割を市が負担をいたしております。事業費の一部を府事業助成補助金で財源補てんをいただいているところでございます。

精神・結核医療給付費につきましては、給付費全体としましては、去年に比べますと4万8,000円、0.4%減となっております。

補助金につきましては、当該年の1月から12月分の診療の分の4分の1を府で補助していただいているものでございまして、その辺の期間の違いというのもございますので、給付費全体としては今申し上げたように若干減少となっているところでございます。

○森内一歳委員長 結核の実態について。
佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 若干補足をいたします。

精神・結核医療給付費につきましては、5年10年というスパンで見ると徐々にふえては来てるんですが、5年ほど前ま

で、私は国保課長をしておりまして、当時この対象者のいわゆる精神の分がどうで、結核の分がどうでという部分を分析した際の状態を申し上げますと、ほぼ98%ぐらいは精神の形で給付をいたしております、結核はほとんどごくわずかという状態、この状況は余り大きくは変わってはないのかなと、どちらかというと近年いわゆる精神医療を受ける方々がややふえる傾向にありますので、そういうことがこの給付費の伸びの一つの要因なのかなというふうに感じておりますが、実態の部分のデータ、この5年ほど見ておりませんので一応参考までに報告をさせていただきます。

○森内一歳委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 参考のための資料ということで、部長からお答えいただきましたけれども、現状おっしゃっておられますようにやはり精神のほうはかなりふえて、さらに社会現象を伴った数々の状態の中で、うつ病の対策なんかも非常に重要視をされるような状況になってまいりましたので、精神とまた結核のほうも多くの人と接触するような業種の人に思いもかけないような状況のところで発生しているというような、本市の場合はまだそこまで行っていないというような今ご指摘だったと思うんですけども、状況も現実にはやはり見聞きすることがあると思いますので、本市におかれてはかなりいろんな形で介護予防全般につきまして、やっぱり力を注いでおられると思いますけれども、今後やっぱり精神面のケアについても施策を講じていただくようお願いをしたいと思っておりますし、このうつ対策についても非常に重要だと思っております、このうつ病の対策等につきましては、就業、自立ということについても関係してまいりますので、この民生常任

委員会の所管の中の生活支援の部分も大きく関連をしてくるところでありますので、各課連携をして財政のやはり削減、また改正に臨んでいただけますように、そういった方面からも視点を持って今後施策の取り組みを行っていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○森内一歳委員長 ほかに質問ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時3分 休憩)

(午後2時4分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

議案第8号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。山崎委員。

○山崎雅数委員 後期高齢者医療特別会計ということですが、これは連合体がつくられて、ここで運用もされてということですから、本市としてはそれこそお金を集めて連合に持っていくというのが内容だと思うんですけど、だからどんなふうに使われているかっていうのがなかなか見えにくいということなんですけど、連合体から保険料に対しての、さっきも徴収の話しましたけど、徴収圧力というか、集まらない部分、今回も滞納繰越分なんかのお金を計上されているわけですが、督促料とかです、こういったことが今どういった現状にあるのか、保険料が集まらなければ当然赤字とか出てくると思うんですけども、本市会計で抱える話になっているのか、連合で赤字を抱きかかえる話になっているのか、収支バランスというか、そういったところをお聞かせいただければと思います。

もう一つ、加入者が直接府の窓口に行かれるということは少なからうと思っておるんですが、窓口は各市の国保の窓口で受けておられると思うんですけども、どんな相談とか苦情が寄せられているのかお聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 徴収のお話でございますが、まず収支のバランスのお話でございまして、後期高齢者の制度は発足後3年たちまして収納率は平成21年度の現年分で本市の場合99%の高率となっております。

この後期高齢者医療制度の廃止後の制度でもいろいろと論議になっておりましたけれども、とりあえず、後期高齢者の部分については、集めたお金でという形になっております。その議論の中で国保についてはそうではなく、足りない分は市が負担せよみたいな話が出ておったかとは思いますが、この後期高齢者に関しては今のところ集めたお金を納付するという形になっております。ですから、後期高齢者医療における保険料につきましては、広域連合が決定いたしましたら平成22年9月末における賦課をベースに按分をされます。保険基盤安定繰入金もそのベースで計算をいたしまして、保険料と合わせて後期高齢者医療の広域連合のほうに納付金として納付するという形になっております。

徴収圧力ということですが、先ほども滞納処分の話ございましたけども、短期証の交付とか、資格証の交付とか、国保のほうでは実施はしておるんですけども、後期高齢者医療制度では資格証についてはやらないということになりましたので、短期証についてだけ実施をいたしております。

平成21年度末の短期証交付件数は13件で、平成22年度につきましては、先ほど申しましたように、99%と高率ではあるんですけれどもやはり滞納が徐々にふえているような関係で若干ふえまして1月末現在では22件になっております。

私どもとしましては、保険料は貴重な財源でございますので、納付交渉のための接触を確保する貴重な機会として取り組んでいるところでございます。

それから、加入者の方の受付でどのようなご相談があるのかということでございますけれども、後期高齢者の制度がまだいまだに浸透していないんだと思われるような苦情を承ることがございます。後期高齢者医療制度につきましては、例えば高額医療ですとかそういったものは保険証があれば自動的に計算できたりするような形でかなり簡便化はされておるんですけど、やはり後期高齢者医療制度そのものを知らないというような方もございまして、そのような中で私ども危惧していますのは、やっとな程度ご理解いただけるようになったと思っておったのにもかかわらず、「いや、そんなんおれは知らんわ。」というような方も中にはいらっしゃって、それでまた廃止論議になっておりますけれども、このようなことでまた皆様のご理解をいただけずに不信感を募らせるようなことにならないかと非常に心配するところでございます。私どもとすれば、できるだけ時間をかけてゆっくりと制度を改正をいたしてほしいと、これがもう切なる願いでございますが、市民のためにもぜひそうしていただきたいと考えております。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 経済事情とか、最近のお年寄りを取り巻く環境の中でやはり短

期証もふえるというような状態がやはりあるのかと思うんです。後期高齢者医療制度の中に入っているがゆえに本来なら摂津の国保であるならば、安くても後期高齢者に移ったがゆえに保険料が高くなるとか、そういう逆転現象なんかもあるのではないかなと思うんですけども、そういうのはありませんか。お聞かせいただきたいと思います。

それで、つまり同じ摂津市民でありながら、後期高齢者医療の保険制度に異なるがために、比較的高い保険料を払わなくてはいけないというような方があるのであれば、やはり市の独自の減免制度みたいなものも設けても市民として平等という意味では考えられるのではないかなと思いますので、この辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 摂津の国保に比べて、後期に移ると高くなるという方は実際におられます。一般的に言われておりましたのが、後期に移ると7割の方が保険料が下がって3割の方が高くなるというようなケースがあると言われておるんですけども、本市の場合は大阪府下で見ますと、安いほうから大体3分の1以上のところにおりますんで、平成23年度になりますと本市は据え置きになっておりますんで最も安い部類に入るのかなと考えております。

ですから、摂津の国保なら安いのに、後期に移ると高いという方は今後若干ふえてくるのかなという気はしております。ただ、一定障害のある方で選択ができる方につきましては、十分お話をさせていただいて、後期に移るとこうなりますよと、とどまられるほうが得ですよということは、事前にお話をきちんとさせていただいております。ただ、75歳年齢到

達で移行される場合につきましてはこれはもう法律上のことでございますので、そのあたりは選択の余地はないものでございます。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 後期高齢者医療制度、大阪府下全体の広域連合体ということですから、その全体で見ると同じだといえれば同じなんですけれども、さっき言いましたように摂津市は自治体の努力で保険料を抑えているということもできる、これができなくなる広域化にはやはり慎重に、国保に関しても高齢者医療に関しても慎重に行うべきだということで意見だけ添えておきます。

○森内一歳委員長 ほかに質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時14分 休憩)

(午後2時16分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

議案第7号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 まず、9ページ、介護保険の保険料です、これの増額の中身ですね。65歳以上の被保険者がふえるのか、何なのかというか、保険料増額の中身をお聞かせいただきたいと思います。

それから、12ページの介護予防事業の交付金とそれから地域支援事業の交付金、介護予防府補助金の減額、これが同様の理由だったと思うんですけども、詳しくお聞かせいただきたいと思います。

それから、地域介護・福祉空間整備を20ページの交付金と14ページの歳入

の両方でお聞かせいただきたいと思います。

それから、16ページの基金繰入金についてなんですが、保険料改定でことし最終年度ということなんです、平成23年度が最終年度なんですけども、3年調整ということなんですけども、次が5期になるんですか、今度繰越しがどのくらい残るというか、どういう基金の状態なのかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、22ページの地域密着型介護サービス給付費の減額があらうかと思っています。これをお聞かせ下さい。

それから、介護予防の24ページです。介護予防の減額が幾つかあるんですけども、これはどういった状態なのかということをお聞かせいただきたいと思います、介護予防が減っているというのはどういう状態なのかと、必要性が薄いということではなくて、我々のほうとしては介護予防の認定を受けたけどもなかなか使いたいサービスが提供できてないという面があるんじゃないかということを感じておりますので、その中身をお聞かせいただきたいと思います。

それから、26ページのこれも同じく予防事業です、これが減る理由、最初に当初、把握方法など変更があるというような説明をされているんですけども、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 まず、保険料の予算についてお答えします。

介護保険料につきましては、4,413万2,000円、6.2%前年度と比べて増ということになっておりますが、これにつきましては所得補正人数というのを出してございまして、平成22年度につきましては、補正後の被保険者数が1

万6, 305人で平成23年度が1万6, 916人ということでこれは3年推計ということで想定しております、被保険者数の増に伴う保険料の予算増ということになっております。

それから、地域支援事業の介護予防事業分の減額ということでございますが、それにつきましては、まず介護予防事業の、後でまた詳しくご説明ということになると思うんですが、予防事業の対象者の、二次予防事業の対象者の把握方法が変更になり、その分歳出が減るということで、それに伴う国庫、府費が減額になるというものでございます。

それから、地域介護・福祉空間整備交付金、これにつきましては、施設整備についての交付金ということで、平成21年度、平成22年度にかけて小規模多機能型の拠点を整備いたしました。それに伴う交付金がございましたが、平成23年度につきまして計画上はあと1か所見込んでおるんですけれども、何度か公募させていただいてその中で今のところ応募がないということで当初予算では計上しておりません。ただ、今後も引き続き公募等の形で事業主体を募集しまして、もし平成23年度中に整備の計画というのが上がってきまして、そのときに補正ということでお願いしたいと考えております。

それから、基金の状況ということでございますが、3年間の事業計画の期間の中で財政を調整するというところでございますが、計画上は第4期では第3期の基金残高約1億2,600万円を全額取り崩して保険料の軽減に充てるという計画を立てておまして、平成21年度に約2,566万円、平成22年度に約4,168万円、平成23年度は約5,895万円を取り崩すという計画といたしま

した。

その後の推移でございますが、平成21年度につきましては、実際には、平成20年度決算で財源不足が出ました関係で、余分に659万5,000円を取り崩しまして、逆に平成22年度につきましては、平成21年度の決算による余剰金約3,495万円を積み立てております。ですので、数字上は平成21年度末で約2,800万円ほどの黒字ということになっております。

平成23年度につきましては、現時点におきましては、平成22年度の決算による余剰金約2,500万円が黒字になるろうと考えております。そういうことでございますので、平成23年度末においては、黒字ということで推移するものと現時点では考えております。これにつきましては、第5期の事業計画の中で今期と同様に保険料の軽減に活用できるものと考えております。

ただし、平成23年度の給付の伸び等によっては、状況が変わるということもあり得ます。

それから、保険給付の中で、地域密着型の保険給付が減額になっておるということでございますが、これにつきましては、当初3年計画の中でそれぞれの目ごとの予算を計画的に立てておるんですが、主な減額の理由としましては、小規模多機能型の拠点というのが地域密着型のサービスの一つに当たりまして、その整備が計画どおりにいっていないということでそこで見込んでいた給付がほかの居宅介護サービス給付のほうに回っておると考えております。

それから、保険給付の中で介護予防サービス等諸費、この部分が前年度と比べて減となっておりますというところでございますが、これはちょっと十分に分析はでき

てないところではありますが、実態としまして要支援の方の認定が計画よりも少なく、要介護の認定の方が多かったということで、全体としては認定者の数というのはほぼ計画に近いといえますか、計画よりも若干少ない形なんですけど、特にその中で要支援の方の数が少ないために予防のほうの給付が少ないと。予算上はその減額した分を介護のほうに回しているというような予算の計上になっております。

○森内一蔵委員長 川口参事。

○川口地域福祉課参事 26ページの介護予防事業費の減額についてご説明をさせていただきます。

1点目は二次予防事業費ということでこちらのほう書かれているんですけども、平成22年度までは特定高齢者施策ということで事業を実施してまいりました。これにつきましては、平成22年度は今までは特定高齢者の把握については、主に特定健診と同時に実施しております基本チェックリストや生活機能検査を用いて、特定高齢者を決定しなさいということになっていたんですけども、22年8月に地域支援事業の方の要綱の改正がございまして、必ずしも特定高齢者、今でいいますと二次予防事業の対象者の決定に当たっては、基本チェックリスト及び、合わせて実施してまいりました生活機能検査が必要ではないというふうに変更がございまして、それを受けて、来年度からは基本チェックリストのみの把握で特定高齢者、二次予防事業の対象者を把握するというにいたしましたので、従来22年度まで、この把握のために保健センター等市内の医療機関に検査を委託しておりました委託料について不要となったために、減額となっております。

なお、この対象者の把握については、検査によらずとも基本チェックリストのほうを高齢者が集われる機会、ふれあいサロンや、老人クラブの皆さんの方に広く周知をさせていただいて募らせていただき、通所介護の予防事業、介護予防事業の方につなげるとということで、対応の方は可能と考えております。

2点目の、一次予防事業費の減額についてですけれども、こちらは22年度まで、一般高齢者施策という名称で事業実施をしていたものですが、介護予防普及啓発委託料という中に、街かどデイハウス、千里丘協立診療所のサロンがあるんですけども、そちらで介護予防事業の実施ということで、運動機能の向上、認知の予防、口腔ケアということでそれぞれ教室を実施していただいております。これについては、対象者がある程度限定された方に繰り返し実施するというようなことが危惧されましたので、また、高齢者の方にそれぞれ運動だけでよいか、認知予防だけでよいか、そのように対象者を決めて、教室の実施ができるものではございませんので、三つの要素を取り入れました標準プログラムということで、対象者をできるだけ重複しないようにという形での通年実施というふうに変更いたしましたので、その分の委託料の減額ということになっております。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 まず、対象者の把握の話なんですけども、二次予防事業費の対象者、特定高齢者ということなんですけど、これをリストで確認することによってどういう状態というか、把握がしやすくなったのか、それともどうかというのを聞かせたいと思います。街かどデイハウスは繰り返しになるという

ところで、プログラムを変えていくということなんですけれども。要するに、予防が必要なお年寄りを摂津市全体でどのように捕まえていくかというところで、工夫の点を聞かせていただきたいと思います。それで、この介護予防という点では、先ほども要支援の方が減ってきているというような話で、サービスずっと減ってきているわけなんですけれどもね。しっかり把握をして、サービスを提供して、使える介護保険にしていけないかと思ってるんですけれども。この度地震がありまして、本当は11日、介護予防給付、次の年度からの介護給付外しの法案が出る予定だったのが、国会がとまりましたから、どういうことになってるのかちょっとわからないんですけれども、この介護予防も充実させていかないと給付外しという話にもつながっていくのかなと思ってます。給付外しには、ぜひ反対してほしいと思います。これは要望にしておきます。介護予防についてももう少しお考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、地域密着サービス、小規模多機能型の整備が進んでいない。一般会計の時も言いましたけども、介護の施設の整備というのが求められてるんだと思うんですけども、参酌標準というようなこと言われましたけども、そんなにこだわる必要は全然ないと思うんで。37%以下というような標準、おかしいと思うんです。それをもっと整備していくような考え方をしていっていただきたいと思います。思うんですけれども、整備基金もあるけれども今回応募もゼロやったとかで、民間とかに任せておいても、なかなか大変やと思うんです。それでも、ぜひ、市のほうも使えるお金が、たくさんはないんでしょうけれども、考えていただければなと思いますので、これも要望で結構です。

それから、基金の方には、先ほど言いましたように予定としては、ことし5,800万も使うということでしたけれども、結局3,000万、前年度プラスとか、2,800万ことしも黒字かなという話でした。この末で七、八千万残ってしまうん違うかなと、私は思うんですけれども、保険料改定にも影響もすると思うんです。最終的に基金残高をどんなふうに見ておられるのか。そこをお聞かせいただきたいと思います。保険料がふえるのは、被保険者の増というところで理解はするんです。基金のことと、介護予防のことをもう少し聞かせていただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 まず、基金の推移というか考え方について、答弁させていただきます。

先ほどの説明の中でも、4期の取り崩しの金額を申しました。これは基金を計画どおり取り崩した上で、余剰金があれば翌年度に積むということでございまして、取り崩さずに余った分もさらに積んでるということではないということを最初に説明させていただきますが、そういう計画のもとで、21年度末において計画どおり今後も進んだとして約2,800万円の黒字と。さらに、22年度の黒字を約2,500万円あるということで、そのまま、23年度が計画通りにいけば、その2,800万と2,500万、合わせて5,300万ぐらいが最終的な黒字になるのではないかと現段階で見込んでおるといふところなんです。

○森内一蔵委員長 川口参事。

○川口地域福祉課参事 特定高齢者の把握ということにつきまして、把握がしやすくなったかどうかという点ですけれども、従来でしたら生活機能評価と基本チェッ

クリストというのは特定健診と同時実施でしたので、特定健診に行けない方には、そのようなチェックリストをお配りするということなどは実施していませんでしたし、また国はそういう生活機能検査を受けた上で、特定高齢者ということを決めて教室に案内するようという流れでしたので、その点が一点と、合わせて、もともと従来からそれだけでは参加者の人数が大変少なかったものですので、民生委員さんや包括の活動の中からこういう教室をお受けになられたほうがいなという方については、案内も行っていったという事実がございますので、今回の改正については、むしろ各市町村の、少なくとも摂津市の実態に合った形での改正というふうに考えております。特定健診や生活機能評価を受けなくとも、介護予防教室に参加できるという点においては、むしろ広く実際に必要な方にはお声掛けができますし、お受けいただきやすくなるのではないかと考えております。

また、介護予防の事業についての工夫点ということなんですけれども、このように通所型の介護予防事業ということで市内全域から1か所に集まって、12回という回数の講座でしたら、やはり、その12回終わった後、なかなか継続して実施するということが大変難しい現状にあるかと思っておりますので、摂津市では、もともとから通所型の介護事業は各地域で実施するというので、23年度についてもこの通所型の介護予防の教室については保健センターとふれあいの里に、2か所に事業委託はするんですけれども、実際に開催していただく場所は、保健センターのほうには保健センターと、千里丘地区と三宅地区、あるいはふれあいの里のほうではふれあいの里と味生地区ということで、地域に出て、その近くの方

がご参加いただいて、引き続いて自主グループ化によって活動を継続していただくというような形で、介護予防講座への参加だけにはとどまらず、継続的にそういう事業に取り組んでいただけるような仕組みも兼ねた事業展開ということを念頭に置いて、工夫をさせていただいております。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 このまま推移すれば、基金も5,000万ほど残ると。これ、介護保険料も高いんですけど、少なくとも赤字ではないわけですから、保険料改定の際には、再来年度になりますけれども、上げない、できれば下げていくという形にさせていただければと思います。要望としておきます。

○森内一蔵委員長 ほかに質問ありませんか。

本保委員。

○本保加津枝委員 2点、お尋ねをしたいと思います。

ただいま、山崎委員からもいろいろご質問がありましたので、重複する部分を省きまして、22ページですね、予算概要188ページ、居宅介護住宅改修費給付事業と、同じく介護予防住宅改修費給付事業についてお尋ねをしたいと思います。

一応、利用対象者の見込みなどについてどのようにお考えであるのか、またどういった改修の内容がありましたのか、概要で結構ですのでお聞かせいただきたいと思っております。

介護予防事業費の一次予防事業費の、概要の192ページの上の部分になりますけれども、予算書の28ページになると思っておりますが、地域福祉課の介護予防の普及啓発事業と同じく、介護保険課でも、今回新規で介護保険の啓発事業が行われ

ます。予算の中身が額的にちょっと違うんですけども、概要によれば介護予防に関する普及啓発と、それから介護の日のイベントの開催などによる介護保険制度の啓発ということで、違うようにも見えるんですけども、この辺について中身を少しお聞かせいただきたいと思えます。

○森内一蔵委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 まず、住宅改修の件でございますが、保険給付費の中の居宅介護住宅改修費につきましては、要介護の方、要介護1から5の方の住宅改修。そして介護予防の住宅改修費につきましては、要支援1・2の方の住宅改修ということなんですけど、内容につきましては、大きな住宅の改造ということではなくて、段差の解消とか、手すりの設置という内容になっておりまして、一番よくあるのが、トイレとか浴室です。そこに、手すりを設置するというようなところ。それから玄関の上がりかまち等に手すりを設置して、出入りがしやすくなるように。あるいは、上がりかまちのところを階段状に上りやすくするような台をつくるというような工事も住宅改修に含まれておりまして、よく使われるということでございます。限度額がありまして、20万円を限度、簡単な工事ということでございます。

件数につきましては、最近増加傾向にあるということなんですけど、例えば21年度で事業状況報告の年間の数字を見ますと、要支援1・2の方で利用された件数が96件、要介護の方で226件という数字になっておりまして。以前もこういう答弁させていただいたかもしれませんが、利用された方の評判を聞いてといたしますか、そういうようなことで自分ところも手すりをというよう

ご相談とか、それに伴う要介護認定の申請というのも増加しているという傾向にございます。自立した生活を継続していただく上で、効果のある事業というふうには考えております。

それから、啓発関係でございますが、地域支援事業費の中で、新規ということで介護保険啓発事業ということで、介護保険課からあげさせていただいてるのは、「介護の日」というのが平成20年に国のほうで提唱されまして、大阪府や近隣の市町村では、幾つかではですね、いろんな啓発イベントを実施しておりまして、今回摂津市におきましてもちょうど協働という新総合計画のテーマでもございますので、介護保険の事業者連絡会の方々とか、介護者家族の会の方々とか、何か啓発のイベント的なことができないかなということを投げかけておりまして、11月11日が「介護の日」なんですけど、その前後に事業を考えております。同じく、地域支援事業費の中の介護予防普及啓発事業につきましては、これはもともと18年度から介護予防ということが始まりまして、その詳しい中身につきましては、また川口参事のほうから答弁させていただきます。

○森内一蔵委員長 川口参事。

○川口地域福祉課参事 それでは、地域福祉課で実施しております介護予防普及啓発事業ですけれども、これについては、従来から例年実施という形で太極拳で転倒予防ということで太極拳の体操といいますか実技を新しい方を対象に実施したり、介護予防トリピート山中コンサート、そういう健康づくりの意識を普及啓発するというコンサートの実施や、あとは各公民館等で実施する介護予防講座、認知症ですとか寝たきりですとか、そういう一般的な介護予防、そういう講座につい

での普及啓発活動に係る費用ということで、こちらのほうでは計上させていただいております。

○森内一歳委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 この介護住宅の改修費の点につきましては、先ほどもご答弁の中にありましたように増加傾向にあるということと、実際に工事とも言えない、20万の予算ですから。ですけれども、小さな段差、手すりとか、浴室とかトイレの捕まるための棒の設置ですね、それと玄関の上がりかまちの段差解消等々ですね。工事的には非常に小さなものだと思うんですけれども。これにつきましては、本当に便利なものであるということも理解できておりますし、やはり、口コミで広がって行って、利用者もふえているんだろうというふうには感じますけれども、これにつきましては費用が現状では20万と上限が定められてますけれども、予算の範囲内で、市民の方の要望としましては、介護の保険料を納付していると、自分自身も。ただ、介護認定を要介護・要支援ともに受けることができないんだけれども、やはり段差の解消もしたい、浴室とかトイレなんかの手すりもつけたいとかいう場合には、その認定を、当然ですけれども現状の法律がそうなっているんですけれども、利用することができないと。できたら使うことができないかなというふうなご意見を聞きます。確かに、保険料を納付してるということは、共助の考え方から当然だと認識をしておられるんですけれども、国の施策で法改正しないと無理な観点なんですけれども、本市として何らかの形で、以前も本会議で一般質問させていただきましたが、少しでも使えるようにするとか、助成できるような方法というものがないものかどうかというふうに、その時

もそういったことが対象になっている方以外は使えないというお返事だったので、その辺のことについては承知をしているんですけれども、これからも、今認識していただけてますように増加傾向にありまして、自分一人ではどうしようもないと言った方も多いですし、ここに手すりを一つつけていただけることで、随分楽になるということは、イコール介護予防に直結ということで、介護予防の施策の充実という観点から、本市独自のそういった対応というのができないのかどうか。お聞かせいただきたいと思います。

あと、お答えをいただきました地域福祉課でされている内容と、これから介護保険課で新規で実施されていかれる啓発事業については中身は違うというご答弁だったと思うんですけれども、課が違うから、全く違うことをやっていくというのは一つ無駄、今現状、本市が目指している行財政改革と整合性が取れないのではないかなというふうにも思いますし、新規事業として立ち上げたので、予算もそんなに大きくないという観点から、これから検討していきたい、勘案中であるというご答弁をいただいたと思うんですけれども、先のことを考えて、課が2課にわたっているとはいえ、連携して種々のいろんな施策の観点で市民相談なんかには連携して対応していただいている、今、柔軟な姿勢で臨んでいただいていることは十分承知しておりますし、評価もしてるんです。こういった課を分けて何か行事をしていく、今後こういった方向へ帰結していかれるのか。その観点について、これは介護保険課のほうでもう一度お聞かせいただきたいと思います。

地域福祉課の行事の介護予防に関する普及啓発事業については、よく理解をしております。こちらのほうにつきましては

は、要望といたしましてすそ野をひろげていくということが段々難しくなってくると思っていますので、対象者、しっかりと普及活動の中でふやしていくといえますか、人材も育成していただくといいと思いますので、よろしく願いいたします。

○森内一歳委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 まず、住宅改修についてでございますが、保険給付ということになりますと、どうしても制度上要介護認定を受けた方しか対象にならないと、できないということでございます。市独自にというご要望・ご意見かと思うんですけども、現状の住宅改造の助成事業につきましても一定、認定が一つの条件になってくるということですので、現状では将来的に必要とか、要支援までいかないけれども、あれば助かるというところまでの助成は難しいのかなというふうに思いますが、23年度かがやきプランの改定のための時期になっておりますので、実態の調査とかもさせていただきますし、いろんな委員さんから、あるいは市民の方からの声も聞く中で、今後の介護福祉のサービスの体系について、一定整理していく中でこういった議論も出てくるのかなというふうに考えております。

それから、啓発事業の課をまたがっての連携ということなんですが、機構改革の中でこの介護、あるいは高齢の部分については、高齢介護課ということで一本化されるということですので、当然、一つの課になってくるという中で、介護予防については予防ということを目的とした普及啓発ということで、こちらの新規事業につきましてももう少し広く、介護保険制度全般の啓発でありますとか、例えば来年度テーマにしております認知症

の方々への支援に絞ってとか、いろんな切り口で、予防以外の切り口ですね、啓発ができるのではないかなということ、年度替わってからになるんですけども、具体的にどういうことを重点にやっていくかということを検討しながら、秋の事業実施に向けて取り組みたいと考えておりますので。当然、高齢、介護という連携、一つの目的のもとで実施したいと考えております。

○森内一歳委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 介護の予防のための住宅改修費という観点から、現状では無理だということも十分承知しておりますので、市独自という、また、副市長のほうから前回もなかなか予算も厳しい中で、何もかもができないというふうにおっしゃっておられましたし、十分、財政的な厳しい状況というのは私のほうも理解しておりますけれども、例えば、かがやきプランのほうで検討していきたいと、今、ご答弁いただきましたのでそれでしたら、一人暮らしの方もかなりふえてきていると、高齢化も進んでいるということはお承知だと思っておりますけれども、手すりをつけたいけれども、あるいは段差を何とかしたいけれども、買いにいけない。それで、頼める人も少ないというような状況の方に対して、高齢者のひとり暮らしだけでなく、そういった方に対して金銭的な面の支援だけではなくて、購入をしてあげて、要望があれば、実費でも取りつけの作業をしてあげるとか。購入して来て、そのものを取りつけしてあげるとか。下調べに行って、あったものを購入してきて取りつけてあげるとかですね。そういった形の工夫も一つの提案としておきたいなというふうに思います。その時間帯、結局その職員の方の手間ですとか、実費とかいろんなことがあると思う

んですけれども、それを地域の皆さんとコミュニケーションをとる中で、今回市政方針にもありましたように協働していくという中で力を借りると、地域の皆さんに力を借りていく方向も一つ考えることができると思いますし、職員の方と市民の皆さんとで連携をとって、そういった施策をしっかりと充実できるような方向に持っていくとか。お金を使わなくてもできる方向もしっかりと考えて、マンパワーも使ってということで、ぜひ、そういった方に対しても助けの手をしっかりと伸ばしてあげることができるようになっていただきたいというふうに、要望しておきたいと思います。

あともう1点ですけれども、施策が新しく啓発事業また普及啓発事業とかいうものに加えて新規にできたりとか、何とか計画とか、プラン策定とかということになりますと、費用がいても中身がなかなか見えないと。財政的に非常に切り詰めていかないといけないんですという反面、小さな金額ですと積もっていったものが集まったら大きな金額になるところには、なかなか目が行っていないような気がするときもありますので。こういった事業に対してでも、わずかの金額であったとしてもスタートしてゆっくり考えますというのではなくて、事前にある程度こういった方向性、今、認知症などの具体的な、とおっしゃいましたけれども、昨年も認知症等については講座も開いておられますし、これからさらに認知症を踏まえて、もっと何かすべきことがあるのではないかと。啓発しなければいけないことがあるんじゃないかと等々をしっかりと見据えた上で、こういった協議会、連絡会なんかをとっていただければなというふうに思います。半年、ゆっくり考えて、秋からやるんです、みたい

な状況ではないんですけれども、そういったお答えのようにも取れかねないので、そこはしっかりと中身を詰めていきますという現状を披歴していただけるような形でこういったものを開催していただかないと、参加していただいた方もどんなふうに取り組んでええのかわからないというようなことになり兼ねないので、そこは行政としてしっかりとした態度で臨んでいただきたいなと思います。

これから、介護関係というのが非常に高齢者が増加してくる中で、役割を持たなければならない部門だと思っておりますので、取り組みについても大変だと思うんですけれども、皆さんで知恵を出し合って、しっかりと、また市民の力も借りるような形で運営もしていかなければならなくなってくると思いますので、この点についてどうぞよろしくをお願いします。

○森内一蔵委員長 暫時休憩します。

(午後3時 1分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○森内一蔵委員長 再開します。

質疑を続けます。

弘委員。

○弘豊委員 私からも極力重ならないように、幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、予算概要186ページ、要介護認定調査事業というところです。これは、昨年も補正予算が組まれて、認定調査の手数料が随分増額したというふうになりましたが、新年度の予算の中ではさらにふえているというふうに理解しています。この認定調査の関わりでいいましたら、昨年の委員会後、どういうふうな状況になっているのかというようなことを、また見通しについてお考えのところありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

次に、概要の192ページです。介護保険啓発事業ということで、先ほど本保委員からも質問ありましたけれども、介護の日のイベントをされるというようなことでの予算計上がされておりますが、このイベントの中身ですね、具体的にお考えのところありましたら、お聞きしたいと思います。

次に、予算書のほうを全体見ましてなんですけれども、歳出で、多くのところで財源内訳が大きく変わっているのかなというふうに見ています。例えば、先ほど少し議論でありました介護予防サービスに係る給付費です。24ページになってますけれども、款2の保険給付費、項2で介護予防サービス等諸費、この各項目に当たって昨年でありましたら国府の支出金の、その他財源というところであがっていた金額はすべてゼロになって、全部が一般財源になっています。また、前のページの介護サービスのほうでも、目4の居宅介護福祉用具購入費、それから居宅介護住宅改修費、ここのところの目は国府の支出金などは消えて、その他財源。これは保険の財源でやっていくのかなというふうにとれます。また、同じように28ページの款3、地域支援事業費の中、項2、包括的支援事業・任意事業費、この任意地域支援事業費のところになりましたら、ここも国府支出金はなくなっていたりというふうなことで、前年と本年の比較の部分は説明がありましたけれども、この財源等の内訳のところについて、どういうふうな変化で、また、影響がどうなのかというようなことを聞かせていただきたいと思います。

最後に、もう1点なんですけれども、新年度から機構改革で、介護保険課、それから地域福祉課の高齢の部分で、高齢介護課へというようなことを、先ほどご

説明にもありましたが、予算書の中を見てましたら、いろいろと報償費の部分なんかでは括弧して、地域福祉課の部分、介護保険課の部分というようなことで書かれています。これまでの予算との比較する上では、こういう書き方が正しいのかなというふうに思ったんですけども、いわゆる、今後こういう区切りというようなことが取り払われるというふうにも思ってるわけなんですけれども、今後の、その課が統合した後の見通しを少しお聞かせいただけたらなと思っております。

○森内一歳委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 まず、要介護認定の調査ということでございますが、調査に限らず、要介護認定全般の傾向ということで、調査を含めて審査会の状況ということでご説明をさせていただきます。

まず、決算の委員会の時にもお話ししたように、ここ数年は月平均、要介護認定の申請が220から230件ということで推移しておったんですが、22年度の春先ぐらいからですね、件数がふえておりまして、若干数字を述べさせてもらいますと、昨年22年4月に239件の申請だったものが5月には268件、6月には277件、7月には296件、8月は若干少なくなりまして252件でしたが、9月には初めて300件を超えて302件、その後10月には276件、11月に289件、12月に256件、1月に263件、2月は日数が少ないという影響があるのでしょうか216件ということで、若干落ちつきは見せておるんですが、全体としてここ数年よりも急に申請がふえたという状況になっております。理由はいろいろとあるとは思いますが、所在不明の方が全国でたくさんあったということで、そういうことを契機に掘り起こすといえますか、高齢者の

問題、関心を持たれて、その中で介護認定ということが出てきたということとか、それから医療機関からの勧めが最近ふえておる。それから、先ほどもお答えしましたように、住宅改修費の部分が伸びておるといったことで件数がふえておるのかなと。それと、後期高齢といますか、75歳以上に新たになられた方が、このところふえておるといようなことも理由の一つかなと考えております。これは摂津市だけじゃなくて全国的にもそうですし、近隣各市に照会したところ、やはり同様に、最近になって申請がふえておると聞いております。そういった中で、23年度予算では、1か月平均300件、年間3,600件の要介護認定の申請があるものと想定して認定調査でありますとか、審査会の予算を計上させていただきました。

その中で、調査につきましても保健センターで基本的には委託して、実施しておるんですが、それ以外にも民間の居宅介護支援事業所のほうにも一部を委託していくとか、審査会の運営につきましても、開催の回数を若干ふやしたり、1回当たりの審査件数を増やしたりといようなことで対応をさせていただきますとともに、事務局のチェック体制といますか、書類の確認を、質を落とさないといいますか、充実させるために専門職の臨時職員の雇用といったこともという対応も予算として計上させていただいてます。

それから、啓発イベントにつきましても、先ほどもご質問がございましたけれども、現時点の状況でいいますと、一つに認知症の支援のプロジェクトということで、市と事業者連絡会、介護者家族の会、社会福祉協議会と、プロジェクト的に検討を進めておる中で、具体的にはモ

デル的にボランティアの育成ということもやっているんですが、そういった会の中でこのイベントについても具体的に考えていこうといようなことで、投げかけはしております。それで、詳細については、まだこれからという部分も多いんですけども、具体的には講師を招いての講演会でありますとか、そのイベントの中で認知症のサポーターの養成をするとか。それから、市内の事業所のPRでありますとか、福祉用具の展示などができればと考えております。

それから、財源内訳が昨年度と大きく変わったということですが、これにつきましては技術的といいますが、予算組みの事務的なことでございますが、もともと、例えば保険給付費につきましては、いわゆる施設関連が、法定割合が決まっておりますして、法定割合は第1号の保険料が20%と、いわゆる第2号被保険者分の保険料が財源になる支払基金からの交付金が30%、それから市が12.5%、大阪府が施設分が17.5%、残りが国ということで20%です。居宅分につきましては府と国の割合が異なっておりますして、府が12.5%、国が25%になるかと思えます。若干、国の持ち分につきましては調整交付金で本市の場合は減額された分が保険料のほうに乗ってくるというような法定割合でございます。

それから、地域支援事業費につきましては、予防と予防以外について法定割合がそれぞれ異なっておりますして、予防事業につきましては国が25%、府が12.5%、市が12.5%。同様に第1号被保険者の保険料が20%で、2号分の支払基金の交付金が30%。

それから、同じく地域支援事業の残りの部分、包括的支援事業と任意事業につきましては、国が40%、大阪府が20

%、市が20%、1号の保険料が20%、2号分はなしと。こういう法定割合になっております。その第1号被保険者の保険料部分の一部が準備基金を財源としておるといことなんですが、実は予算組みに当たりまして、昨年度につきましてはそれぞれの目ごとに、今言いました法定割合を掛けまして、千円単位で端数が出ますので、そこで端数の調整をして財源振り分けをしておったんですが、今回の予算組みに当たりましては保険給付費は保険給付費全体で、トータルで今の法定割合を掛けまして、大きなところから順番に振り分けていって残りを残った財源に振り分けると。ちょっと説明がうまくできませんけれども、目ごとに法定割合を掛けたのではなくて、款全体で、保険給付費全体で法定割合を掛けて財源を埋めていったというような予算組みをさせていただきました。同様に地域支援事業費につきましても、予防については予防全体で法定割合を掛けまして、残りの包括的支援事業と任意事業費についても全体で法定割合を掛けまして、その中身につきましては按分というような形で財源を振り分けたもので、款全体としての財源が変わったというものではございません。あくまで事務的に処理を簡素化させていただいたということでございます。

それから、機構改革に伴います見通しということなんですが、これは当然、今までの高齢福祉部門と介護保険の部門、一緒にあるわけですからいろんな事業を実施するに当たっては一つの組織として取り組んでいくという方向で考えております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 今ご説明いただきました財源内訳の部分なんですけれども、事務的なテクニックで簡素化をしたというよう

なことでのご説明ですけれども、理由としてはそれだけなんですかね。やっぱり予算を見た時に前年との変化というような面で、この事業には国府支出金がなくなつたのかなというふうに見てとれるんですけれども、簡素化だけという理由でしたら、なかなか理解というか納得しづらいなというふうに思っておるわけですけれども。もう一度、その辺ご答弁いただけたらありがたいです。

あと、要介護認定の調査事業に関わつてですが、この点につきましては摂津だけの傾向ではなくて他市も含めて、この間、認定を受けられる方がふえたというふうな状況ですね。昨年決算の委員会の時には、その辺もよくわからないというふうなことだったかと思うんですけれども、引き続き分析は行っていただきたいなと思っています。また、本保委員の質問に対するお答えの時に、要支援の方の認定者数は減っているような、そんなことも言っておられたかと思うんですけれども、その辺の状況はそれで正しいんでしょうか。もう一度お伺いしたいと思います。

あと、介護保険啓発事業の介護の日ですね。このイベント、これから、さまざまボランティアの方などにも投げかけもしながら鋭意中身を練っていくというふうなことになってくるかと思うんですけれども、どういうことを啓発していこうというふうに思っているのか、その辺のねらいを明確にしておく必要があるのかなというふうにも思ったんで、質問に上げさせてもらいました。介護の日、11月11日ですか、厚労省でそういうふうな定めて、おとしそういうふうな発表されたと聞いてます。その中で、介護の日を決める段階、また名称も含めてパブリックコメントがとられているというこ

とで、厚労省のホームページを見てましたら、そういった文面を目にしました。その際に寄せられた声ですね。肯定的にとられている方、また否定的な意見も含めてコメントが寄せられていまして、一部紹介しましたら、「制定によって、国民全体の注目が集まり、心ある介護や理解へつなげていきたい」、こういう声や、また「制定は、私たち福祉で働く人が自分自身を振り返る意味でも大切だと思います」という、こういう意見。また「目的や制定後に何が変わるのかを示してくれないと制定には賛同できません」というふうな声。また「介護を普及させたいのであれば、日を決めるだけで終わらないことを期待します」と、こういうふうなことも寄せられていて、それぞれの意見が本当にそうだなというふうにも、私も見て感じたんですけども。この間、保険制度が始まって10年が経過して、なかなか市民の方からも、思うように望んだ介護が受けられる体制になってないんじゃないかというふうな声も聞いています。また、基盤整備の面でも、基盤整備を進めれば、それだけサービスがふえていけば、今度は保険料が上がってくるのかなと、そういう仕組み自体の矛盾もあるなというふうに感じているわけなんですけれども、そうした中で、介護の制度そのものが問われている今の情勢の中で、啓発ということの中身をどう考えられているのか、そのところを担当課のご意見を、もう一度聞きたいと思っております。

○森内一歳委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 まず、財源の内訳・振り分けにつきましては、どうあるべきかということで財政方とも調整をさせていただきたいと思っております。

それから、要支援の方の人数が減って

いるのかということで、先ほどの答弁が誤解があったのかもしれませんが、計画してた数字と比べて少なかったということで、減少しているということではございません。例えば、かがやきプランの中で、平成22年度、これは毎年9月末時点の要介護認定者数の推挙をしてるんですけども、トータルで、支援1と要支援2の方の合計が、推計では737人と見込んでたものが、実績では22年9月で669人というようなことで若干少ないというような、こういう傾向が続いている中で予防給付というのが思ったよりも少ないというようなことでございます。

それから、「介護の日」のイベントのねらいということでございますが、厚生労働省のほうの「介護の日」の制定の趣旨ということで、それを踏まえてのご質問かと思うんですが。「介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービスの利用者及び介護家族を支援するとともに利用者、家族、介護従事者それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民の啓発を重点的に実施するための日」ということで、11月11日、「いいひ、いいひ、毎日あったか介護ありがとう」というキャッチフレーズで制定されたということでございまして、特に本市の場合、事業者連絡会の活動といたしますか連携というの、比較的小さな自治体でございまして、そういった活動との連携というのも図っていく中で、一緒に、何か「介護の日」の啓発ができないかなという発想で予算計上しております。そういうことと合わせて、介護保険始まって10年以上が経過してるんですけども、例えば65歳になりたての方とか、あるいは初めて要介護認定受けようとする方から、いろ

んな問い合わせとか疑問とかあるんですけども、日々業務の中で、なかなか介護保険の制度について理解を得られていない部分もあるんじゃないかなというふうにも感じているところですので。当然、「介護の日」にこだわらず常時啓発活動というのは必要な部分ではあるんですけども、一つのきっかけにしていきたいなというふうに考えております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 わかりました。

財源内訳の問題のところ、私も気になったのが、山崎委員の質問の中でもありました介護保険の今後の改定案ですね。これが11日には閣議決定されたようですね。新聞の切り抜き、今、持って確認もしてたんですけども、その中身を見た時には要介護認定の中の要支援の部分に対する国の責任みたいなのが切り下げられる、そういう中身にもなって、これ閣議決定で、国会のほうストップしますから、それが今後どう進展していくのか見ていかないといけないと思ってるんですけども。市のほうでは、既に通達なんかがあって、その先取りなのかなと、そんな懸念もして質問の中に上げさせてもらった経過もあります。本来、要支援も認定された方に対しては保険給付としての訪問や種々介護のサービスを受ける権利があるというようなことなわけです。それを市町村で、その判断で給付の対象から外すみたいな、そういうこともあり得るような、また、総合事業というような形で介護予防や日常生活に関わるそういったサービスが、空気が変わっていくみたいな、そういうようなことも今回の閣議決定の中にあるのかなというふうに認識してるんですけども。今、本当に限られた保険財政の枠内でどれだけ介護、重い介護が必要な人たちに重点

にお金を使っていく、そして要支援のほう削られると、そういうふうなことになってしまっただけじゃないかなというふうにも思っております。抜本的には制度の枠組みのところをきちんと手当をしていくような、そういう改定がなされないといけないと思ってる中で今回の政府の閣議決定に対しては、大いに異議も唱えていく必要があるのかなというふうに思っております。この点についても、一度認識をお聞かせいただけないかなと思います。

それから、介護の日のイベントに関わっては、おっしゃるとおり、ぜひ事業所連絡会の方とも連携もとっていただいて、啓発のいい取り組みを行っていただきたいなと思っております。

障害者福祉に関わっても12月9日の障害者の日のそういう制定から、毎年毎年継続的に取り組んでいる中で、広がっていくようなそういうことも実際あったかというふうにも思います。ぜひ、こういった場も利用してさまざまな施策を前向きに動かしていく力にもしていただけたらなと思います。

あと、要介護認定の調査事業に関わりましても、まだまだ1年間の動向としてはどうなっていくのかなというようなこと、あるかもしれませんけれども、またその都度わかったこととかありましたらお聞きしたいと思っております。これは要望で結構です。

以上、1点だけお答えいただけますか。

○森内一蔵委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 要支援が切り下げられていくような国の方向性があるんじゃないかという中で、本市の予算組みとの関連ですが、まず、来年度の予算組みにつきましてはご説明してますように、3年間の給付の予算枠を確保する中で、

その中で実績によって要介護の部分と予防の部分とを、実績から振り分けていったということと、なおかつ国庫、府費、市費、保険料等の振り分けについても総枠で法定割合を振り分ける中で、個々の目については事務的に按分させていただいたということをご理解お願いしたいと思えます。今後、どういうふうに推移していくのか、あるいは考えてるのかということにつきましては、今の時点で国のほうが言っておりますのは、要支援の方への予防の給付と市町村が実施している福祉サービス、生活支援サービスというような言い方で国は最近言ってますが、その二つをそれぞれの自治体の判断、実情に応じて組み合わせながら、要支援の方については切れ目のないサービスを提供するということが打ち出されております。その生活支援サービスの財源については、これもそれぞれの自治体の実情に応じて地域支援事業費の中で、保険財政の中でやるのか、それから保険外の市独自の財源でやるのか、その辺もそれぞれの自治体の実情に応じてというような言い方を示しております。この枠組みについては、第5期の事業計画、24年度からの枠組みということでございますので、これについても23年度中かがやきプランの第5期の計画の策定の中で、十分検討していく問題だと考えております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 今、見解もお聞かせしていただきました。要支援に関わる今後の状況を見ましても、まだまだ不透明な部分が多いのかなというふうにも認識してるんですけども、介護予防事業としてこれまでやっている事業も、やっぱり大事な事業だと思ってますし、多くの市民の皆さんが元気な、介護を受けずに長生き

したいというようなことで、総合計画の議論の中でもおっしゃってます。介護給付がどんどんふえていく傾向にありますけれども、予防していくということが大事ということで、力を入れて取り組まれてきているというふうにも認識しています。ぜひ、そういった取り組みについては、幅を狭めるようなことにならないように、引き続き取り組みを強化していただきたいなということを要望して、私からは終わらせていただきます。

○森内一蔵委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 ないようですので、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時6分 休憩)

(午後4時8分 再開)

○森内一蔵委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 討論なしということで、討論を終わり、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定

しました。

議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第11号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第12号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第17号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第20号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第24号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第26号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第27号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これをもって、本委員会を閉会します。

(午後4時11分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 森内一蔵

民生常任委員 本保加津枝